

参議院社会労働委員会會議録第六号

昭和三十九年二月二十日(木曜日)
午前十時四十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 鈴木 強君
理事 徳永 正利君
藤田 藤太郎君
柳岡 秋夫君

委員

加藤 武徳君
鹿島 俊雄君
紅露 みつ君
佐藤 芳男君
九茂 重貞君
山下 春江君
山本 杉君
杉山 善太郎君
藤原 道子君
小平 芳平君
村尾 重雄君

国務大臣

労働大臣 大橋 武夫君

政府委員

労働大臣官房労働統計調査部長 大宮 五郎君
労働省労働局長 三治 重信君
労働省労働基準局長 村上 茂利君
労働省労働基準局長 辻 英雄君
労働省職業安定局長 有馬 元治君
労働省職業安定局長 住 栄作君
労働省職業訓練局長 松永 正男君

事務局側

常任委員 増本 甲吉君
会専門員

説明員

大蔵省主計局給与課長 平井 勉郎君
大蔵省主計局主計官 船後 正道君

参考人

雇用促進事業団理事長 万仲余所治君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○労働問題に関する調査

(政府関係特殊法人等における労働問題に関する件)
(炭鉱離職者の移転就職の住宅問題等に関する件)
(港湾労働者問題に関する件)
(職業訓練職業安定等労働行政一般に関する件)

○委員長(鈴木強君) ただいまより開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

政府関係特殊法人等における労働問題に関する調査のため、雇用促進事業団理事長万仲余所治君を参考人として出席要求いたしますと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木強君) 労働問題に関する調査を議題といたします。

質疑の通告がございますので、順次これを許します。柳岡秋夫委員。

○柳岡秋夫君 私は、先般の委員会におきまして、労働大臣に對しまして、政府関係特殊法人の問題につきまして質問をしたわけでございますが、本日さらに具体的な問題について御質問をしたいと思つております。

で、政府の代行機関としての特殊法人がどのように運営をされていくかというところは、国民の生活にとつてきわめて重要な問題であらうかと思つております。しかしながら、現在の政府とこれら機関の關係を見ても、非

常にその根拠法の中でも、監督権の問題、あるいは予算計画、資金計画や業務計画の面を通じて、あるいはまたそれだけの次官の通達によつて、それぞれの特殊機関の自主性を阻害するやうな面が多分出ておるのではないかと、こつちうふうに思つております。

労働省所管の中でも、雇用促進事業団、あるいは労働福祉事業団というやうな關係がございまして、こつちう事業団が真にその本来の趣旨に沿つて、能率よく、効果ある事業の運営を期していかう。そのためには、こつちう方について、いさうしく検討をしていく段階にきてゐるのではないかと、こつちうふう

に思つておるのですが、まずその点について労働大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(大橋武夫君) 御承知のとおり、公共企業体等につきましては、

公労法という特別の法制がございまして、その労働關係を規定いたしておるのでございます。もとより、これが運用につきましても、今日種々問題点がございまして、政府といたしまして、これが打開に關心をいたしておるところでございますが、特に政府関係特殊法人につきましては、一般の民間企業と同様、労働組合法、あるいは労働関係調整法等によつて規律されながら、しかも、実質的には公共企業体に準じた政府の監督権がございするもので、その労働關係はきわめて特殊であり、むしろ実質的には公共企業体に近いやうな状態に相なつておるのであります。

まして、この特殊な労働關係が一般の労働法で規律されておるといふところにさらに困難な事情がございするもので、労働省といたしまして、できるだけ労使關係を円満に取り運びますた

めには、将来どのようなたてまをとりべきであるか、いろいろ研究をいたしておるところでございますが、いまなお具

体的な成案を見るに至つておらないことは、まことに遺憾に存するところでござい

ます。

○柳岡秋夫君 昨年の八月でしたか、行政管理局の報告として、これら特殊法人のより能率的な運営を期するため

に検討を要する面が多分にあると、特に雇用促進事業団におかれては、きつうお見えになつていただきましたが、民間におきまして、非常に知識、経験

とも豊かな方が事業団の理事長として呼ばれてまして、そうしておりながら、その民間の知識、経験を十分に發揮で

きない結果となつてゐる。したがつて、こつちう現状に對して、業務の能率的運営に資する観点から、再検討を加える必要があるのではないかと、こつちうやうな報告がでされてゐるわけ

でございますが、これに對してどういふ見解を労働省として持つておられるのであります。

○政府委員(松永正男君) ただいま御指摘の事業団の運営につきましては、われわれといたしましては、性格とい

はしましては、雇用促進事業団の場合に限定して申しますと、政府がやるべき事柄につきまして、特にその仕事の性質からいまして、能率的な運営をする必要がある。役所の仕事としてやるよりは、事業団方式のほうが適當であるといふものにつきまして事業団を

設立いたしまして、これに仕事をやらせていただくというたてまになつておりますので、御指摘のやうな能率的な運営につきましては、われわれといたしましては、できる限りこつちう方向でやつていくやうにすべきであるとい

うふうに考へております。

○柳岡秋夫君 その方向はもちろんそ

うでござい

ますが、具体的にこの報告に基づいてどういふ面を検討され、ど

ういふ隘路、矛盾、あるいは欠陥を直していただくがよいのかというやうな点についての御検討をなされてお

りますか。

○政府委員(松永正男君) 雇用促進事業団におきましては、職業訓練局關係の仕事と同時に、安定局關係の仕事もいたしております。したが

役所の関係では両局にまたがる関係の仕事をしていくわけですが、先ほど御指摘になりましたような行管の趣旨に沿って、事業団が活動しやすいように、たとえば非常に細かい問題につきましても、労働省に事前連絡、あるいは報告をすべきであるという通牒を出しておたのでございますが、それらを再検討をいたしまして、細部の連絡につきましては、できるだけしなくともいいようにということとで、この通牒を廃止するというような措置をいたしました。

○柳岡秋夫君　そこで、やはり能率的な事業の運営をするためには、その前線の事業の遂行に当たっておられる職員の方分なり労働条件の問題について十分な配慮がなされなければならぬ、こういうふうなことを考えるわけですが、い、ところが、この事業団法のなかでも相当な制約を加えておられるわけでございます、この制約をいかに排除するか、いわゆるもっと合理的な、自主的な解決をはかるための方法をどうやってつくっていくかということが問題になろうかと思ひます、また、大臣も先ほどの答弁の中でそういうことをおっしゃられたわけでございます。

そこで、労働省で三十四年の十一月に労使関係法研究会というものをつくったように記憶をいたしておりますが、その労使関係法の研究会はどういうことをやっておる、現在どういふような現状になつておるか、その辺をお伺いします。

○政府委員(三治重信君)　労使関係法研究会は石井照久先生が座長になられて、初め労組法の関係につきましてもそれぞれ項目を設定して研究に入りました。

た。大体一カ月二回ないし三回、特別の場合に一回の場合もございますが、ずっと非常に熱心に研究されており、おもに現行法と、それから事実の問題でいろいろ裁判の事例につきましても、そういう相互関係についていろいろ具体的に研究されておる。まだそれをまとめる部面に至ってはおられません、大体労組法の関係につきましても、各項目ごとの検討が終わらんとしているところでございます。あと、さらにそういうふうな研究した個別的な問題を相互の関連でどういふふうな調整をするかという問題が残っております。さらに、あと公労法関係の問題も、同じような方式で今後とも研究をしていこうというふうなのが現状でございます。

○柳岡秋夫君　そうしますと、現在までこういう特に変則的なと申します、非常に矛盾の多い政府関係の特殊法人の労使関係について、この中で議論をされたというふうなことは、ない、こういうことと申しますか。

○政府委員(三治重信君)　そういう政府関係機関についての政労協、政府関係機関についての特別の労使関係というふうなまだ特殊な問題の配慮というまでには問題が進んでおりません。

○柳岡秋夫君　先ほど大臣も言われましたように、この特殊法人の労使関係というものは、現在の公企体労働者以上に矛盾した内容になつておる。賃金の決定方式等にいたしましても、組合には一般労組法を適用しながら、一方ではその予算計画、あるいは資金計画、あるいは給与の問題については労働大臣と協議をする、あるいは労働大臣の認可を受けなければならぬ。その

して、また、労働大臣は大蔵大臣と協議しなかならぬ、こういうような形において、真に自主的に賃金を決定するということができない、こういう非常に矛盾の多い労使の間になつておるわけでございますが、労働省は、三十四年でしたか、二年ころですか、公企体の問題について審議会をつくって、そのうして公労法改正という目的があったかどうかは別といたしまして、公共企業体審議会というふうな名称であつたかと思ひますが、あるいは公労法改正の審議会という名称でしたか、その辺ちょっと記憶ございませんけれども、公企体の労使関係の問題について審議をされたはずでございます。これはその後廃止をされておるわけでございますが、私は、特殊法人の労使の問題が公労法適用の公企体労働者の問題以上に複雑になつておるという関係からいたしまして、当然この問題について、先ほど大臣の言われたような検討の一つの手段としても、こういう審議会をつ

くつて、そうして根本的な正常な労使関係の設立のための方針を出してもらふということがあるのではないかというように思ふのですが、その点大臣いかがでございますか。

○国務大臣(大橋武夫君)　全くさう存じません。

○柳岡秋夫君　そこで、具体的な問題に入りたいと思ひますが、この事業団法によりまして、給与の問題等について事前に労働大臣の許可を得たり、大蔵大臣と協議をしないかならぬ、こういうことになつておるわけでございますが、今回の各政労協、組合が要求をそれぞれしておるわけでございます

が、この要求に対して、労働大臣として大蔵当局とどういふような折衝をされてこられたか、お差しつかえなければ、ひとつお話しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(三治重信君)　雇用促進事業団関係の予算のうちで、総合訓練所に限定をいたしまして申し上げたいと思ひますが、総合訓練所の予算につきましては、主として失業保険特別会計におきまして、総合訓練所が失業保険の保険施設でございますので、失業保険特別会計からの出資金と交付金によつてまかなわれておるわけでございます。それで、出資金は施設、機械等に充てる金でございます。それから交付金は訓練所の人件費、運営費等に充てる金でございます。この予算につきましては、毎年の予算の編成時期におきましては、職員待遇改善を含めまして、大蔵当局と労働省との間に毎年折衝が行なわれるわけでございます。その結果が政府原案として出るわけでございます。その過程におきましては、給与の問題につきましてもその他問題につきましても、雇用促進事業団におきまして来年度予算の実際上の編成の方針を立てまして、労働省にその予算編成についての案を出していただくわけでございます。これを相協議をいたしまして、その結果労働省から、労働省の予算要求案として大蔵省に提出するという経過になつておるわけでございます。その際に、待遇改善の問題、福利厚生の問題というふうなものにつきましても、毎年待遇を改善することについての要求額を大蔵省に対して要求をいたしておるわけでございます。御指摘のような点につきまして

も、その予算折衝過程におきまして、労働省、大蔵省及び雇用促進事業団が折衝をいたしまして、毎年引き上げについて協議をした結果が予算原案として出てくるということでございます。

○柳岡秋夫君　そこで、一般の労組法の適用の組合として、当然自主的に団体交渉をして解決をしていくということになるわけでございますが、しかし、団体交渉が成立をしないといった場合には、その労働協約の定めに基づいてあつせん、調停、あるいは仲裁にかけるという事態が起きてくると思ふのです。そうしますと、もし仲裁裁定等が出された場合に、当然裁定は労働協約として双方を拘束するわけでございます。それで、現在の事業団の法律からして、私は、事業団の理事者は団体交渉の当事者としての能力はない、こういうふうな思ひをしております。この賃金問題を中心とした予算に関する面では、そうしますと、裁定が出されたら、その裁定は、当然その実権を握つておる政府を拘束すると、こういうふうな思ひでございます。したがつて、その場合、公労法ですと、国会の承認を得て予算上、資金上措置をする、こういうことが明文化されておるわけでございますが、この特殊法人の関係ではそういうことが明らかになつておらないというところになります。その裁定が予算計画の中でまかなえないと思ひます。予算計画の中であつた場合、それを上回る裁定が出た場合に一体どうするかということですね。この点、労働省並びに大蔵省の

置がとらるべきではないかというよう
な御見解を私は常にお持ちではないか
と思うのですが、そういう点の御感想
と申しますか、ありましたらお聞かせ
願いたい。

○参考人(万仲余所治君) 冒頭に柳岡
先生から、私が民間の何かベテランで
あったかのようにおほめのことをばを
ちやうだいいましたけれども、私は
決してそういうものではないとござい
ます。ただ、大正の終わりに約四十
年、主として炭鉱の現場で労働関係
を扱ってまいりました経験がいささか
あるというだけでございまして、おこ
とに値するよう人間ではございませ
ん。ただいまのお尋ねでございませ
ん。私は、就任の当初、私にまあこ
ういふことで理事長になれと言われ
たのであると、これを考えまして、与
えられた命題を十分にこなしていき
たいというところで就任いたしました
し、その後もやっております。個人的
にはいろいろの意見は持ちますけれ
ども、理事長としては、私は、その前
に、現在あります状態のもとに、私の立場
として与えられたことに對して全力
をあげていきたい、こういう考えで
仕事をやっております。

○柳岡秋夫君 与えられた範囲内での
問題について非常に御尽力なさって
おられるわけですが、しかし、實際に、たと
えば当面する労働組合との団体交渉等
において、私は非常に矛盾した気持を
持たれ、あるいはこうやれば解決でき
るのではないかと、あるいは、法律
上、あるいは労働省の監督によつて
きない面が多分にあるのではないかと
思うのです。そういう点について、理
事長としては、眞の団体交渉当事者と

しての能力があるというふうにお考え
でございませうか。

○参考人(万仲余所治君) 先ほどのお
ことばの中に、雇用促進事業団の理事
は団体交渉として能力がないのじやな
い、かというふうなおことばもありま
した。私は、私の知っております限り
におきましては、団体交渉をやります
相手方は、私の事業団における従業員の
うちの約半分でございます。同時に、
その職業訓練関係の大部分の方が組合
を組織していらつしやるのであります
が、この職業訓練関係の仕事は、私が
事業団に参ります前に、いろいろな変
遷をたどつておりますように承知して
おります。約十年前から発足いたしま
して、ときには地方公共団体の施設で
あり、ときには従業員は地方公務員で
ある、ときには国家直接の施設であり、
国家公務員であり、ときにはまた地方
公務員になったり、いろいろな変遷を
経て、昭和三十三年に労働福祉事業団
に包括されて、それからが特殊な立
場になってきておるうちに承知いたし
ております。そういう変遷もございま
すし、昭和三十三年に労働福祉事業団
ができましたときからの給与体系のた
てまえは、大体公務員の給与体系とい
うものに見合つて進んでいくというや
り方できております。たびたび中央勞
働委員会にあつせん調停のことが行な
われましたが、その際にも、労働福祉
事業団並びに私もなりましたから
は、私どものほうから、われわれの団
体は、特に問題になっております総合
職業訓練所の職員の給与というもの
は、従来からの変遷にかながみまし
て、公務員の給与体系を一応目安にし
て、これに對して考えていくべきであ

るといふふうなことを申し上げており
ます。それがおそらく採用されて一応
あつせんが成立したり、また、成立し
ないときがありませうけれども、して
おります状態でございませう。私どもの雇
用促進事業団になりましてからも、私
は従来の変遷等を考えまして、また、私
職業訓練という仕事は、これは国が力
を入れてやらなければならぬ特殊な仕
事であるといふこともかんがひまし
て、その従業員は、大体公務員のい
ろいろな事例を目安にしてやつてしか
るべきものだと思つております。そ
ういふことでやつておるもので、
いろいろこの問題には比較の問題で
ありまして、あそこには比較が悪い、こ
こに比べていいといふことは、これは
たくさんございませうけれども、私
どもは、いま私の与えられたことを
基礎にして考えますと、ただいまや
れておる事例は、相手方は十分満足で
はありますまいけれども、現在ではこ
れでいくよりほかにしかたがないの
ではなからうか、これでやむを得ない
のじやなからうかといふ気持ちでやつ
ております。

○柳岡秋夫君 理事長さんは、労働大
臣がおられるので遠慮をしておられ
るのじやないかと私は思うのです。

○参考人(万仲余所治君) いや、そ
ういふことはございませぬ。

○柳岡秋夫君 ひとつ監督権を持った
上司がいらつしやるからといって、私
は遠慮していただく必要もなかつた
と思つております。

私が先ほど申し上げたのは、決して
理事長に団体交渉の能力がないとい
ふことを言つたのではなくて、この法律
上、あるいはたてまえ上、一般労働法

の適用を受けた労働組合を相手にした
団体交渉のいわゆる当事者として、法
律上、あるいは制度上非常に制約を受
けて、眞の当事者としての能力が欠け
ておるのではないかと、この点が団体交
渉をやる場合に非常にやりにくい
のじやないか、こういう面はございま
せんかといふことをお聞きしておるの
です。これは私も国会として、当然こ
ういふ幾多の矛盾を今後やはり改正し
ていかなければならぬ。労働大臣
も、先ほどから何とかしなければなら
ぬといふことをおっしゃつておられ
ました。したがつて、現実にこの組合と接
触をしておられる理事長さんとして、
現在のこの労働関係のあり方がこれ
いかうかといふことを常に考へて
おられるかと思つております。そういう
率直に私はお聞きをしたいわけ
です。

○委員長(鈴木俊吉君) それと、ひと
つ柳岡委員の先ほどの質疑の中に言
われておる「行政監察月報」という
のことがございませう。行政管理局の行政監
察局から指摘をされた中に、「事業団
で理事長以下数名の役員を擁しなが
ら、独立法人としての機能を十分果し
難く、しかも、雇用促進事業団では、
理事長に民間から知識経験豊かな人物
を迎えながら、民間の知識経験を十分
發揮できない結果となつておる。した
がつて、各事業団の実情に即し、原則
として、統制は法令に規定した基本的
事項にとどめるよう検討する」とも
に、法令の一部についても、事業団の
自主性を尊重して業務の能率的運営に
資する観点から再検討を加える要があ
る」と、こういう指摘を受けておるの
であります。柳岡委員はこゝをさつき
から何回もあなたに聞いておるのです

から、御答弁をなさらないで、こうい
う指摘を受けた原因が一体どこにある
のか。これは事業団としてもきわめ
て重要な指摘だと思つておる。したが
つて、法律、制度上欠陥があるならば、
それをわれわれは国会の審議を通じ
て、正すべきは正して、ほんとうに本
来の事業団の目的に沿ふような運営
をするものがわれわれの任務でござ
いますので、そういう意味であなた
の御出席をいただいた機会に柳岡委員
は伺つておると思つて、ですから、こ
ういふ指摘が具体的にあつた以上は、こ
れに對して事業団は、言うならば十分機
能を發揮できないという、何といいま
すか、言うならば不名誉といひま
すか、あなたのほうの仕事が十分でな
いといふ、そういう断定を下してお
られるのですから、どこにそういうあ
れがあるのか、私も行管のほうからま
たさらに聞きたいと思つておるわけ
でございます。そういう点はどうでござ
いませうか。あわせて、先ほどの質疑を
聞いて不明確ですから、委員長はその
点を特にあなたに申し上げておるわ
けです。お願いします。

○参考人(万仲余所治君) たいへん御
懇切なお話を承りまして、私も恐縮
いたしております。民間人でありまし
た私の経験、民間のときのことを考え
ますと、非常におかしなと思つてま
さんでございませうが、こういう事業団法
ができたときにそういう事例がもう少
し考慮すべきではなかつたであらう
かという気持ちは持つております。し
かし、できております法律によつて、
私がそれによつて理事長に任命され
ておりますのですから、私としては現場
部隊の部長だと考えておりますの

で、ここをこうしなければ仕事はできないということとは私は申し上げるべきじゃないと思っております。しかし、将来、法律を改正していろいろのことをするだんという点であります。さすれば、やりにくいという点はたくさんございます。

○柳岡秋夫君 具体的な問題につきましても、またひとつ伺います。機会があらうかと思っておりますので、一応その点についてとどめます。

給与課長がおいでになったようでございますので、先ほどの問題に返ります。政府関係特殊法人の職員に対しては、政府関係特殊法人の職員に対する給与ですね、これを大蔵省としてはどういう考え方でそれぞれの所管の大蔵と協議をされておられるのか、この点をまず伺いたい。

○説明員(平井通郎君) 公団、事業団、公庫と、いろいろと政府関係機関がございますが、これらの企業につきましても、先ほど来論議がされておりますように、一般の国家公務員、あるいは公共企業体の職員と違ひまして、一応労働三法によって規律されることになっていてございまして、したがって、その給与の決定にあたりまして、も、当事者間の団体交渉によって決定するということが基本的には貫かれていてございまして、ただ、すでに御承知のとおり、これらの政府関係機関におきましては、その性格が民間企業の場合と異なっております、多かれ少なかれ、国民の税金に、あるいは補助金という形で、あるいは交付金という形で依存しておるわけでございます、その限りにおきまして、その団体交渉にもおのずから実質的に制約が加えられることがあらう

かと考えるのでございます。各事業団ごとにおきまして主務大臣が認可権を持ち、さらにこれに對して大蔵大臣が協議権を持っておるというの、こういう考え方に基づくものであるというふうな私どもは考えておるわけでございます。

○柳岡秋夫君 国家公務員に準じてやる、しかも、いま言っておりましたけれども、基本的には自主的な団交によつてきめるべきであるけれども、おのずから制約があるであらう、こういうことなんです、おのずから制約があるという点になりまして、これは実質的に団体交渉は無意味なものになります、また、その賃金の決定は大蔵省が握つておるとしても私は過言ではないんじゃないかと思つて、そうしますと、大蔵省として、当然その事業団はそれぞれの特殊性があるわけでございますから、その特殊性に沿つた各所管の大蔵との協議というものは当然なものでなくちゃならぬ、こういうふうな思ふんです。単に公務員に準じたというふうなことで一律にこれを規制するということではなくして、現在の社会情勢の中で、あるいは政府の経済政策の中で、どこに重点を置くかというふうな問題も一つの要素になるであらうし、あるいは基本的には、賃金をきめる際の考え方としての職務の内容、あるいは責任の度合いとか、あるいはまた基本的には、憲法に保障されておる健康にして文化的な生活を営むためにはどういふ賃金であるべきかというふうな、もろもろの要素を入れて、当然賃金というものはきめられるべきであるというふうには私は思ふんです。したがって、先

ほど申し上げたんですけれども、各政府協会の組合への回答が一律に七・二％という賃上げの回答が出ておるというところは、私は大蔵当局がそういうようなもろもろの要素を勘案せずに、単に公務員に準ずるといふ面を強く出して、各省の大臣に、何といひますか、そういう態度で協議に当たつておるというふうな私にはうかがえるわけですが、けれども、そういう点はいかがです。

○説明員(平井通郎君) 政府関係機関を設立いたします際に、その給与を決定する基準は、あくまでもその企業体の構成でございまして、構成と申します、学歴であるとか、あるいは男女構成、その他各種の要素を考慮し、かつ、その企業体によつていろいろの形で給与をつくっていくという考え方は、基本にあるわけでございます。ただ、ベースアップを行ないます際に、それは個々の企業体がばらばらのベースアップを行なつてもいいものかどうかという点になります、先ほど申し上げましたように、その性格自体が、やはりある程度、多かれ少なかれ、国民の血税にも依存しておるものであり、かつ、その点からして個々の企業体ごとにはばらばらにやるといふことになりまして、とるべき客観的基準というものは、率直に申し上げて、ないわけでございます、その限りにおきまして、企業体の実情というふうなもの、基本的には当初の設立の際の給与体系に反映しておるというふうな考えまして、その後のベースアップについては、おおむね同じような考え方で進んでいくのが妥当であらうとい

うふうに私どもとしては考えておる次第でございます。

○柳岡秋夫君 いま各政府協会の組合が非常に賃金の引き上げで紛争を巻き起こしておるわけでございます。そういうことも、いま給与課長が申されたようなところには私は原因があるのではないかと、ううううに思ふのです。そこで、再度理事長に伺いたいわけですが、現在年末手当の問題でまだ解決をしておらないという点で紛争が起きております。これはもうすでに二月の下旬にかかろうと思つておりますし、政府協各組合の中で、ただ一つ取り残された組合になっておるわけでございますが、こういう点について早期に解決をしていく、そういう積極的な団体交渉を続けてやっていくということが必要ではないかと、こういうふうな思ふのですが、ところが、なかなか団体交渉が進まない。その団体交渉の進まないという原因が一体何にあるのか。私は、今国会のこの委員会の当初に、労働大臣が職業訓練の問題について、あるいは労働力の流動化について、非常に積極的な意思表明をされておるわけですが、したがって、職業訓練の事業を担当するこの事業団の任務も、その面では非常にいままで以上に大きくなりつつあるわけですが、したがって、一日も早くこの紛争を解決をして、そして正常な業務の運営に乗せていくということが理事長としての責務であらうというふうに思ふのです。が、そういう点で、この年末手当すら解決をしておらないという現状をどうやって理事長はその対策をとられよう

としておるか、その辺を伺いたしたいと思います。

○参考人(万仲余所治君) いまもって年末手当が解決をしておらないということは、まことにどうもお恥かしい恐縮な次第でございます。私が前々から申し上げておりました、今日私の置かれた立場におきましては、大体職業訓練に従事しております人々の給与は、年末手当も公務員に準じた行き方が妥当であらうと考えておりますので、昨年の十一月ころから何回か交渉をいたしております。交渉が十分にうまくいきませんので、中央労働委員会にあつての申請も出されて、中央労働委員会より御あつせんをいたされたのですが、私どものほうで、相手側のほうで非常に懸隔のある線が出ておりますので、これではあつせんがとでもできないというので、十二月の十三日かと存じますが、あつせん打ち切りという点になりまして、そこで、あつせん途中におきまして、も、個々にお話もありましたので、私どものほうでは、もともと私どものほうの給与規程に、きつと年末並びに六月にはこれこれのものを差し上げますというところが規定されております。したがって、その当時までは臨時国会が開かれておりましたけれども、まだ公務員の給与というものにおける年末手当というものがどうなるか明瞭でありませんので、それを待たねばならぬけれども、私どものほうとしては、給与規程にきめております勤勉手当をまぜた二・二カ月分というものは給与規程にも入れておりますので、御不満であらうがなからうが、私どもは期日である十

五

二月の十五日——十五日は日曜でありましたから、十四日に差し上げますが、そのほかにもっとほしいというお話なんです。これは予算面ではそういうかっこうのものはいたいていおりません。おりませんが、関連の団体なんかを見ますと、みななささかのものを差し出しておられます。そこで、私は理事長の責任において、一人当たり四千円は差し上げようというのを私は前々からお話をしておりましたので、それが中央労働委員会へ参りまして、なかなかあつせんが決定しませんでした。その途中において、おまえのほうではこれ以上どうしても出せないのかというお話がありました。その際に、もう出ません、いろいろの給与改定もその途中にもやりましたし、出ませんが、どうも、ないまでも、振りしほればほんのわずかのものならば差し上げることが出来るかもしれないというのを私どものほうは申しましたが、相手方のほうでは、とてもそれでは話にならぬということであつせんが打ち切られたわけですね。その翌日、十一月十四日の朝組合の方が見えまして、私はその席へ参りまして、まことに残念である、私どもの実状がみ込んでいただけなのではないかと残念であるが、しかし、何とか、この問題は、年末手当でもあり、なるべく早く差し上げたので解決したいと思う。そこで、な

まして、何とかこれをのんでいただきたいということを言ったのであります。が、それを申し上げたときに、その場で闘争宣言が読まれ、争議に入るという予告がなされた状態でありました。私は、御承知のとおり、現場部隊ばかりをやっておりますが、民間の経験から申しまして、こういう交渉は何段階かを設けてだんだんだんだん少しずつよい出しをしていくというふうな、そういうやり方をなすべきじゃないというかたい信念を持っております。そういうことをやるのは不誠意である、最後の線を初めから出すのが誠意があるのだという考えを持っております。したがって、長い私の労働経験から申しまして、現在私の立場におきましては、十二月十四日の朝闘争宣言が述べられます直前に申し上げました二・二カ月分プラス五千円、ただし、その二・二カ月分というものは、これはまだいろいろ手続はございますけれども、公務員関係とはいささか変わっております。この要

といたしましては、これ以上どうにもしようがございません。ただ、願わくば、一日も早くわれわれの真情を理解していただいて、争議関係が終息し、解決することを望んでおる次第でございます。

○柳岡秋夫君 労使の問題につきましては、これは私から申し上げるまでもなく、やはりお互いの信頼と誠意が一番必要ではないかと、こういうふうに思います。もちろん労働組合として、当然の権利として一部のストライキ、あるいは全体的なストライキというものも、これはやるといふような場合もあります。しかし、それは当然労働組合に与えられた労働者の基本的な権利であるというのをやはり理解をしていくことが私は必要ではないかと思うのですが、そういう際に、相手の当事者がそれにさらしに油をかけるような、火を注ぐような態度をとるといふことは、円満な紛争解決をしていく上にマインナスではないかというふうに私は思うのです。

ところで、聞くところによりますと、秋田の大館訓練所ですか、あそこにおきまして、話し合いをしようじゃないかというような組合の申し出に對して、おまえらと話はできないということ、で、突き飛ばしたという暴行事件があつたというようなことを聞いておるわけですが、理事長は御存じでございますか。

○参考人(万仲余所治君) お答えを一つ忘れておりましたので、ちょっと先に申しますが、団体交渉はあまりせぬじゃないかというところにお答え申し上げますので、この際、ちょっと先に申し上げさせていただきます。

団体交渉は相当にやっております。また、私どもの事業団は、他のいろいろな民間の団体なんかと違ひまして、労働関係に従事する人間というものが、そうたくさんおりません。したがって、きょうやろう、あすやろう、あさってやろうとおっしゃつても、いろいろな事務的な関係、その他物理的な関係もありまして、日の点においてはすぐにお受けできない場合がございます。そういうことで、たまたま向こうさんのおっしゃったことがこちらが受けられない日であつたりした場合もございまして、あまりやらぬじゃないかという御質問については、相当にやっておりますと、現に十日前——二十日に私は、時間をきめてやろうじゃないか、二時間やりましょう、三時から五時までやりましょうと、ところが、開始が三十分おくれま

したので、三時半から五時半までやりますというところで、団体交渉に私が列席しますと同時に、重大な団体交渉と思ひまして、副理事長以下、理事五人が列席いたしました。団体交渉をやりました。一時間話し合つたのですが、もうこんな話はいつまでやっておつてもしょうがないからやめると相手方がおっしゃいました。私も、非常に残念だが、やめた事実がございまして。あと一時間残つております。しかも、私は、あまりたびたび出るわけにいきませんから、きょうはひとつ二時間やろうじゃないかというところでやりました。十日前でございます。私は元来声が大きいほうでございますので、大きな声を出しておりますけれども、決して意地を張っているのでもございませんが、私

一人でしゃべつておつたのですが、そういう事態もございまして、団体交渉をあまりやらぬじゃないか、また、がえんじないじゃないかというようなことはいたしておらぬつもりでございます。

とに私は恐縮に存じております。事実
はさようなことでございます。

○柳岡秋夫君 いま理事長の申された
ようなことであれば幸いと思うんです

けれども、しかし、現実には秋田の地方
新聞に大々的に取り上げられ、しか
も、市会なり県会の中でもこの問題が
論議されているということを考えます
と、私は、事実もつと違ふのじやな
いかというふうに思います。しかし、
まあ、このように問題なり、あるい
は香川の一部で、おまえストをやるな
ら退職願を出してやれ、こういう暴
言を吐く。こういうやりけんかとい
うのは、どっちもハッスルしちゃいま
すからね。お互いに言うことがあろう
かと思えますけれども、しかし、けん
かをおさめるためには、両方ともハッ
スルしたのではけんかはおさまらな
い。私は思うんです。それで、けんか
と私には関係ない。これは労働組合のほうは与
えられたいわゆる基本的権利の行使で
あり、やはり相手の当事者としては、
その権利を認めたと上立って、いかに
して解決していくかというふうな、冷
静な立場で労働組合に対処していく
ということが私は大事ではないかと思
うんです。聞くところによると、あした
またストライキがあるといわれており
ます。こういうストライキを全国的に
何回か続けられるということになりま
すと、私は、労働大臣が意図している
この職業訓練の強化なり、この労働力
の供給をもつとやっていくというよう
な問題についての非常な障害が起きて
くると思うんです。したがって、ひと
つあしたのストライキも、なるべく回
避のできるような誠意を持った話し合
いを早急にきょうにでもひとつやって

もらって、そうして具体的に誠意のあ
る話し合いをぜひお願いをしたい、こ
ういうふうに思うのです。

で、最後にまあ大臣のほうにお願い
したいのですが、先ほどから私まあ何
回も申し上げているんですけれども、
この特殊法人の労使の問題は、私は法
律的にも、また、実質的にも、やはりそ
れぞれの事業団の理事者は団体交渉の
当事者としての能力がないというふう
に断ぜざるを得ないと思うんです。し
たがって、現在起きているこの紛争を
解決するためには、やはりどうしても
労働大臣が、これは一般的な労使関係
の立場からいけば、私は決して好まし
いことではないというふうに思います
けれども、しかし、現実にはそういう
状態でございまして、この問題につ
いて一日も早く解決がなされるよう、
積極的に努力をひとつお願いをして質
問を終わりたいというふうに考えま
す。

○委員長(鈴木強君) いまの件は、労働
大臣よろしくごさいますね。

○国務大臣(大橋武夫君) 制度のたて
まえ上、どういふことに相なりますか
は存じませんが、この問題は、雇用政
策の上からいっても、重大な障害の生
ずるおそれがあると存じますので、た
だいまお述べになりました御趣旨をよ
く体しまして、早期解決にできるだけ
努力をいたしたいと存じます。

○委員長(鈴木強君) それから、万仲
さん、先ほどお答えいただきました中
に、いまの事業団法のもとにあなたが
運営されていることについては、法制
度のもとにあること、それはあなた
のおっしゃる通りだと思えます。た
だ、実際に運営をしてみて、行管から

の御指摘もありますように、いろいろ
不備の欠陥もあると思うんです。現在
の制度の中に。だから、そういう点に
ついて個人的には考えを持ってもら
れる、こういうお話でございました。
おそろくこういう席上であなたにその
個人的な見解を求めても、おそろくお
答えしにくいと思うのでございませ
んけれども、時間もそうございませ
んから、ここでお答えを私は求めること
は無理と思えますけれども、何かの機会
にわれわれに対してそういうふうな御
意見をお聞かせいただくようなことは
できますでございませうかね。

○参考人(万仲余所治君) どうもはな
はだむずかしい御質問でございま
して、困りますのですが、フリーな立場
で何かお話し合ひでもするような機
会がございませうれば、私は、私がいま
困っておるといふことよりも、かくあ
るべきであるというふうなことになる
お話し合ひをする機会があるかもしれ
ぬと思えますけれども、どうも私も一
つの職責を帯びて現場の部長をやっ
ておりますもので、どうも横に
いらっしやいます大臣に遠慮をして
おるわけではひとつもございませんけ
れども、なかなかこれはちよっとむず
かしいかとも思うのでございませう。

○委員長(鈴木強君) それでは、結局私
は、そういうことが問題の解決をはば
む大きな原因になっておるようにな
ります。これは三公社の場合もそうで
ございませうし、政府関係の機関、
その他たくさんございませうから、そ
ういふ制度上にあるいろいろな問題が
ある。しかし、実際おやりになってお
るわけですから、なかなか言えない、

行管あたりが指摘をしましても、それ
に対してもっと具体的な意見を私たち
は伺って、そういう方向に直すべき
ものは直していかなければならぬわけ
ですから、ところが、その意見が出て
こない、非常にこれは困っておる問題
なので、ですから、やはり私は、実際
に当たった方が貴重な体験を持って
おられるので、その意見を聞くことが
大事でございませうから、これは労働
改正の方向に努力されるとき、ほか
の事業団も一緒になってやるとかとい
うふうな御努力をたえずやっていただ
かないと、いつまでたっても皆さん方
の悩みがそのままになってしまつて、
ひとつも本来の方向に是正ができて
いないのであります。そういう点は十
分私はお考えいただいて、まあ私も
も、理事長として御出席になって十分
言えないようなことでは何も意味が
ないですから、何かの方法で、また、
きょう時間の関係がありますから、お
聞きしたいと思うのでございませう
けれども、そういう点を十分理解して
お願
いしたいと思うのです。

○参考人(万仲余所治君) 言えるとか
言えないとかいうことよりも、こうい
う問題は、私どもの小さい井戸の中だ
けで論じておつてもなかなか具体的に
は解決しない問題だ、そういうことで
ございまして、方法は、私はこういう方
法でお話し申し上げるとか何とかとい
うことはお約束はいたしかねますけれ
ども私も満二年半理事長をつとめてお
ります。いろいろの意味で私が考えるこ
とはどこかへ申し上げて、もっとよ
い状態が出るようにつとめたいと思
っております。

○紅露みつ君 関連。いまのお答えも
ありましたが、委員長の言われまし
たこと、私も同感でございませう。そ
れで、いま理事長が、どこか適当なこ
ろで適当な時期にもつとお話し合ひを
して、内部で解決していききたい、こ
ういふ御意見のようには伺いたけれ
ども、それでよろしいと思うのです。
今日はどこがやりにくいから、そこを
これはこうすれば直るんじゃないかと
いうようなこと、解決しやすい道が
話し合ひでまだ詰められないと思うの
ですね。それはいろいろな機関もござ
いませうけれども、やはり大臣が御出
席でもちよっと御遠慮なさつていら
っしゃらないと思ひますが、どうぞう
一段と御検討なさいます、新しい機
関でございませうから、問題のあるは
然だと思ひますので、どうかひとつ
輪で十分なお打ち合わせを要望いた
します。

○委員長(鈴木強君) 労働大臣に。い
まの御発言にも関連するんですけれ
ども、やはり何かあなたはいまの各事業
団に対する行管等の指摘もあるわけ
ですけれども、抜本的になるか部分的
になるかは別として、こうしたいとい
う制度上のいろいろな問題点が出て
おるおそれですから、できれば審議会
的なものでもお持ちになって、そこでも
う少し十分に検討するといふような
ことも、労働法の問題もあるようすか
ら、やる必要があると私も思うし、あ
なたも柳岡委員の御質問に御同様の意
をその点については表しておつたよう
ですが、そういう具体的な審議会でも
つくって、早急に制度全体に対する検
討を加えるというふうなお考えはいま

お持ちになつておられないのでしようかね。

○国務大臣(大橋武夫君) 先ほど申し上げましたごとく、政府関係の特殊法人につきましては、少なくとも労働関係においていろいろ運用上問題があると存じます。このことは、労働省といたしましても、労働行政上取り組まなければならぬ問題であると思ひますので、労働省関係の類似の団体も三、四ございます。特に万理理事長のごとき、民間の労働担当者としてのペテランもおられますので、こういう方々と十分当局としても懇談して御意見なども伺ひまして、その上で方針を立ててまた御相談をさせていただきたいと思つております。

○委員長(鈴木強君) 午前中の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時二十四分開会

○委員長(鈴木強君) ただいまより再開いたします。

午前中に引き続き質疑を行ないます。小平芳平委員。

○小平芳平君 前回の委員会で、中高年齢層の失業者の再就職の問題、それから炭鉱離職者の方々の広域職業紹介による再就職の問題等について御質問したのですが、あいにく他の委員会との関係で、少しく結論のないままに終わった点がございますので、初めにこの点についてちょっとお尋ねしたいと思います。

それで、初めに住宅の問題ですが、大臣からも、また、局長さんからも

住宅は追い出すことはない、一年を越しても追い出すことはないし、また、一たん就職した会社をやめた場合でも、そのために何かへ引越せという

ことではない、公営住宅のワケがあつて、その公営住宅のワケへおさまるよう、配慮してあるから、そういう追い出すという心配はないということの御答弁であつたのですが、それで、契約書では一年で出ていく、それから契約をまた更改して二年に延長することもあるけれども、二年が限度であるというふうな契約書になつておるようですが、そういうことには関係なく、やはり前回の御答弁どおりと了解してよろしいですか。

○国務大臣(大橋武夫君) 御承知のとおり、労働省が労働者住宅の建設に手をつけますというところは、これは行政庁の仕事の割り当てといたしましては例外的な措置でございまして、原則は、一般住宅として建設省の所管になつておるのであります。ただ、現実の雇用情勢から見まして、原則論だけでは雇用の実態上の要求に適合しかねる場合も多々ございますし、また、労働省としましては、特殊財源といたしまして、失業保険特別会計の資金から、ある程度雇用上の必要な住宅の建築費を支弁し得るというような事情もございまして、例外的な措置として労働省が住宅建設に乗り出すという措置が認められたわけなのでございます。そこで、この措置はあくまでも例外的のものであつて、しかも、雇用対策上やむを得ざるものであるという趣旨から、当初予算につきまして大蔵省の了解を得た際から、これは就職の際の一時的な宿舎であるという説明をいたし

てきております。しかし、何と申しましても、日本全体として住宅は足りませんし、ことに鉄筋コンクリートの住宅を建てておきますれば、まずここ

当分のうちは住宅は余るといふことは考えられないわけでありまして、住宅不足の態勢でございしますので、一たん入られた方につきましては、別に建設省のワケの中でそれの方々が引越して入つていただけるようなワケを確保いたしておりますが、しかし、それがすぐに間に合わない場合もございします。したがつて、あの住宅へ入つたお方は、労働省としましては、役所の責任で引越すべき公営住宅を必ずお世話する、そのお世話するまでは入つていていただいてもやむを得ない、こういう考えをいたしておるのであります。しかし、大蔵省との話し合い等もございまして、契約書その他は、やはり最初の例外という考え方から、就職後一年以内ということになつておりますが、しかし、事実それでは住宅に収容した趣旨を達成できませんので、したがつて、実際上先般申し上げましたような取り扱ひをいたしておるわけでございます。期間に関する限りは、とにかく次の住宅のお世話をいたすまでというふうに御理解いただけてございまして、また、運用上もさうにいたすよう、促進事業団にも十分に指示をいたしております。

○小平芳平君 心配ないということ、私も安心するわけですが、実際の運営を見ておきますと、管理人が何かに公営住宅にかかわる人はいないほうであつて、公営住宅を待ち切れないでかわつていかざるを得ない人もあるし、

それから、特に会社をやめた場合は、もう例外なく出ていかなければならな

い。一たんまあ横浜なら横浜、名古屋なら名古屋のある船会社なら船会社に就職して、その会社から住宅を世話していただいたんだから、その会社をやめたかへ転職したような場合は、もうそれこそほとんど猶予なしに出ていかなければいけないぞというふうな運営をしているのか、あるいは入っている人が錯覚を起こしているのかわからな

いのですが、そういうような話はございせんか。

○政府委員(有馬元治君) ただいま小平先生の御指摘のような事例は私どもの耳には入つておらないのでござい

ますが、もしそういう管理人の現場の指導の行き過ぎがあるとすれば、具体的に私のほうで、先ほど大臣が答弁いたしました趣旨に従つて指導するよう、事業団を通じて指導してまいりたいと思ひます。

○小平芳平君 そういふふうに指導していただければ、現在持つてゐる不安が一掃されると思ひますので、ぜひそういうような指導をしていただきたいと思ひます。

それから、前回の委員会で御答弁がありましたが公務員関係に炭鉱離職者で就職している人が相当ある、公務員のほうは相当の成果をあげているといふふうなお話もございました。で、これも一つの市の例であります、公務員関係として確かに再就職はしておりますが、その人たちが就職しているのは清掃局、それで、清掃局に働かうといふことも、そのこと自体はけっこうなんです、それが、やはり住宅が、その清掃局の焼却場の構内に、プレハブ住宅というの

ですか、そういうものが建てられていて、とても夏になるとハエがおつたりして、住めそうな所ではないというやうな悪い環境の住宅に住んでい

うやうなことも報告されているのですが、そのような実情はどうでしょうか。

○政府委員(有馬元治君) ただいまの御指摘は、おそらく名古屋の清掃局の問題だろつと思ひますが、これはこの前から名古屋市当局と具体的な打ち合わせをいたしておりまして、名古屋市中で建てます市営住宅、それから促進事業団が建てます本格的な移転用宿舎、アパートと、両方に分けて現在のプレハブ住宅から引き移つてもらつて住宅問題を解決したいという方向で、現在市当局と話を進めているわけであり

ます。

○小平芳平君 そうしますと、そういう環境の悪い住宅は解消して、公営住宅でありますか、公営住宅へ移転するように措置することを検討中と、こういうことよろしゅうござい

ますか。

○政府委員(有馬元治君) はい。

○小平芳平君 それから、次に職場の問題ですが、やはり山で働いてきた人たちが、いきなりそういう町の仕事に従事しても非常にたいへんである。まあその定着状況について、実際に就職して、最初の就職したところへの程度定着して働いておられるか、そういうやうな職場における不安といふものについては御調査になつておられますか。

○政府委員(有馬元治君) 石炭離職者の就職後の定着の問題ですが、これはなかなかつかみにくい状態でございますが、私どものほうで、昨年の法改正

によりまして新しくできました離職者手帳制度を通じて定着の状況を見てみますと、就職いたしますと手帳が失効いたしました、さらに離職をした場合には手帳の再交付申請がとられますが、その状態をみてみますと、全体の〇・五〇程度の再交付申請しか現在のところございませんので、まあさほど大きな定着問題といえますが、移動はないのではないかと、いふうに私もは観測しております。

〇小平芳平君 実際の統計については私も存じてないのですが、非常に不安があるのです。それで、たとえば船内荷役といいますが、そういうような会社で働いているとしますと、とてもそういう仕事には耐えられないけれども、実際会社をやめた住宅を出ていかなければならないとか、あるいはその他の面で、会社がやめたいといふんなどになるからやめられないぞといいて、相当病気で寝ていても、何日ぐらいいびとあふないからというので、それでは会社へ働きに一日だけ行ってこようというようにも私聞いたことがあるのですが、しかし、そういういろいろな条件が、休んだからといって心配ないということが、いま局長の御答弁のようにはっきりしていれば、それでそういう不安は解消されると思うのですが、よろしいですか。

〇政府委員(有馬元治君) そういう不安が全然無効だといふふうにも言い切れませんが、私もとしましては、新しい職場に就職いたしました際にいろいろな指導をしておりますが、就職後におきまして、会社側との間に立ちまわして、いろいろな不満についてのアフター・ケアをしております。

ので、そういう不満が非常に高まって職場を離れるといふふうなケースは、ほとんど現在までのところはないように、私も見ておるわけでございします。また、現実にはそういう不満がございましたら、県当局を通じて、雇用条件その他の指導に積極的に対応する予定でございます。

〇小平芳平君 実際の県の労働部の人たちがやっておられるのを見ますと、それから、また、再就職した人たちの労働条件を見ますと、なかなか安心して働いている、炭鉱をやめてここへ引っ越してきてよかったというように、そういう職場の安定感、住宅の安定感というものが非常に私は欠けているように思っています。この点についてはこれ以上申し上げませんけれども、将来とも広域職業紹介の場合は、特に住宅の問題があるし、また、知り合いがないという、全然そういう未知のところへ引っ越してきた人たちが、それから、そういう不安のないように御指導願いたい、また、運営を願いたいという次第なんです。

それから、次に、失対事業の改革についてですが、失対事業についてはいろいろ前国会では問題になりました。二法案を改正して、新しい体制で出発されたわけですが、その後の経過について簡単に御報告願いたい。

〇政府委員(有馬元治君) 二月十日現在におきまして、新しい失対法並びに職安法の改正に基づく就職の促進措置の実績を申し上げます、申請の総数が五千八百三十二名でございます。そして、このうち認定を済ましたものが二千三百六十三名、その認定を済まして具体的な指示を行なったものは千四

百五十六名でございます。で、指示の内訳は、訓練関係が、長期と短期とございしますが、合わせて七百五十二名、それから職場適応訓練、これはいきなり職場に雇用予約という形で入るわけでございますが、この職場適応訓練関係が二百十名、それから就職指導中のものが三百五十六名、それから職業講習を受けておるものが百三十八名、こういう実績になっております。で、これはわれわれのほうでも十日おきくらいに実績を集計しておりますが、これとに入ってからこの制度の趣旨が相当普及いたしまして、実績が毎旬向上きになってきている状態でございます。

〇小平芳平君 それが県あるいは地方によって、特に訓練あるいは再就職の受け入れのゆとりが多い地方と、それから非常に窮屈な地方とあると思うんですが、そういう点に対する配慮、あるいはそういう点についての問題は起きておりませんか。

〇政府委員(有馬元治君) 私どもの指導も、各地方の実情、過去の実績、それから訓練施設等の現実の受け入れ態勢、こういったものをよく勘案をいたしまして、具体的な指導をやっておりますので、現在のところは、そういう受け入れ側の不備のために支障を来たすというふうな状態は出ておりません。ことしの予算の点からいいますと、月々一万人程度の規模の就職促進措置は予算上も考えておるわけでございします。大体この程度の実績からいいますと、まだゆとりがあるというふうな状態でございます。

〇小平芳平君 ゆとりがあるということは、訓練の予算のゆとりがあるといううことですか、それとも労働市場にそういうゆとりがあるという点ででしょうか。

〇政府委員(有馬元治君) これは訓練も、それから職業指導措置、これは手当を支給いたしますが、こういう点でもまだゆとりはございます。もちろんこれは最終目標としましては、各人をそれぞれ就職させるということが究極の目的でございますので、具体的に職安の窓口を通じて求人、求職の結合という最終目標に向かって、こういう過程を経ながら努力をしておるわけでございます。こういうコースに乗ってまいりました場合には、必ず最終目標であります就職もさせ得るといふ目標のもとにやっておるわけでございします。

〇小平芳平君 この点についても、ちょっと問題といえれば問題ですが、こまかい問題ですから申し上げませんけれども、やはりあれだけ騒がれた問題でもありません、また、個々の労働者にとりましては、それこそ一家の生活をささえていく上の重大問題ですから、訓練のコースなり就職のコースなり、それを将来に問題を残さないように慎重な配慮をさせていただきたいと思う次第なんです。

それから、これは別の問題ですが、労働大臣にお尋ねしたいと思っておりますが、労働争議に関連して、第三者機関の問題なんですが、人事院が、去年の暮れのように、人事院勧告を完全に実施するかしないか、政府はおおむね完全実施したとおっしゃる。けれども、われわれから見ると、あるいは特に労働者の側から見ると、実施時期がいつも十月にずれられるというのは完全実施ではないということ、人事院のあり方そのものまでも問題にされるわけですが、それで人事院の問題はきょうはともかくとして、いま公労委、それからまた中労委、地労委等の労働委員会の労働争議に関する調停あっせんというふうなことが問題になるわけですが、それで、そういう第三者機関に対する不信感というものが指摘されるのじゃないかと思うのです。これは政府が人事院に対する扱いという点からしても、どうも第三者機関というものが、はたしてどれだけの機能を發揮し得るものかどうか、疑問にならざるを得ない。そうしてみると、また今度は、公労委にしても中労委にしても、はたして第三者機関としての将来のあり方というものが、どういうあり方が理想的なのか、また、可能なのか、こういう点に対する労働大臣の考えをお尋ねしたい。

〇國務大臣(大橋武夫君) 人事院勧告が十月実施というふうな曲げられておりますことは、これはたびたび申し上げましたごとく、私としてはきわめて残念に思っておりますのでございします。

公労委の問題でございますが、三公社五現業関係の労働紛争につきましては、公労委が調停あるいは仲裁の役割を受け持っておりますのでございします。公労委の仲裁裁定につきましましては、この制度の発足当時、往々にして仲裁の実施が値切られたという事例もあるものでございますが、最近におきましては政府もこの点目算するところがございます。公労委の裁定は、すべてこれを完全に実施するという一種の慣行をつくり上げてまいっておりますので

でございます。公労委といたしまして、この認められたる権威をますます發揮されまして、今後とも労働関係の問題を公正適切に処理されることを考えております。

○小平芳平君 第三者機関がそうした労使の紛争に果たし得る役割りというものは、やはり当事者から信頼される機関でなければならぬのは当然だと思ふんです。それから、また、当事者から信頼されるためには、調査機能とか、あるいは第三者機関としての機能を十分發揮できるだけの機構と、それだけの機能が備わっていないければ信頼を受けるわけにならないと思ひますが、そういう点について、労働大臣は、こうした機関をより充実し、より信頼を深める方向に持っていかれようとなさるか、それとも反対の考えでしょうか。

○国務大臣(大橋武夫君) 私は、今後におきまして、公労委の果たさなければならぬ役割りは、ますます増大こそすれ、減るものではないと思ひます。また、今後の労働関係において、公労委が労使双方の完全なる信頼を受けて、そうしてその機能を実施していけることが大切であると思ひます。今後とも大いに機能の充実、あるいは機構の充実、こういうことを考えてまいりたいと思ひます。また、さまざまなことではございますが、公労委の入っております建物等も非常に古くなつておりますので、できるだけこれを早く新しい建築に建て直したい、こういう考えをもちまして、これは総額といたしますと六、七億かかるかと思ひますが、さしたる昭和三十九年度予算におきましては

調査費を計上いたしましたして、ここ数年のうちに中労委、公労委の公館をつくりたいと、こういうふうに思っております。

○小平芳平君 いま労働大臣から公労委というふうにごさじましたが、中央労働委員会、それから各地の地方労働委員会があります。こういうような労働委員会全般に對しても同じようなお考えと解してよろしいでしょうか。

○国務大臣(大橋武夫君) 中労委、公労委、地労委等、いわゆる労働の第三者機関全般についてでございます。ただいま申し上げました会館は、いわゆる現在の中労委会館でございます。公労委も、新築の上はここにあらせて移動させる。そういう、こういったことがこれらの委員会の機能の發揮にも非常に効果があることじゃないかと、こう思っております。

○委員長(鈴木強君) 杉山善太郎委員。

○杉山善太郎君 私は、大臣に、労働問題等に関する基本的な問題に關連を、一、二点ひとつお尋ね申し上げたいと思ひます。

大臣すでにこれは御了承のことだと思ひますが、現在内閣の総理府に、総理大臣の諮問機関として、これは一昨年四十回の通常国会だと思ひますけれども、総理府設置法の一部改正の中で、時限的な立法措置で、港務労働等対策審議会が設置されたはずであります。起算いたしますと、大体今月もしくは来月でその時限立法的な、よきにせよあしきにせよ、幕切れになつてしまふのじゃないか、かように判

断いたします。したがって、私の常識からいいますと、おそくとも今月もしくは来月に、いうところの港務労働等に関する「等」に関する「等」でありますから、その他ですね、たとえば港務の運送事業であるとか、あるいは港務の管理運営に関する等の問題も含まれておりますけれども、主として前段申し上げましたように、私は労働問題に關する基本的な問題と、こうお尋ねするわけでありますが、したがって、今月——おそくとも来月中旬には審議会の総会というものの議を経て、審議会長は東大教授の石井さんだと思ひますが、会長名でやはり総理大臣に對して答申が出るのだと、こういうふうにごさじしております。

そういうような如上の経緯と關連いたしましたして、このことは申し上げるまでもないことではあります。今日日本が開放経済体制に對処するやうな方向づけの中で、かりに國際收支の關係からいっても、海運や、あるいはこの港務に關するいろいろな問題に關連をいたしまして、とりわけ、ちよつと申し上げましたように、この港務労働等対策審議会の審議事項の内容であるところの港務労働等に関するものもその事項であるとか、あるいはそれに関連をいたしまして、他の、たとえば運送事業であるとか、あるいは管理運営に關する事項が出てまいりますけれども、とりたててこの答申が出ますれば、政府機関として、港務労働に關する窓口は、私の通念では、労働行政という面では、やはり労働省の所管事項に相なるのではないかと常識的に判断をいたしているわけでありまして、したがって、近い将来に、労働大臣あるいは

は労働省は、政府機関を通して、この答申の内容を十分身につけ、これを尊重されて、たとえばこれは資本主義經濟体制の国でも社会主義体制の国でも、日本を除くおむねの海運国や、港務を所掌している国は、ILOの國內運輸委員会の決議事項に基づいて、大体港務労働法というものがすでに処置され、実在し、運用されてゐるわけなんです。ただひとり日本がまだそういうものが処置されてゐない、そういうふうなわけでありまして、私のたださんとするところは、この答申を十分消化された形において、政府は、港務労働法といったようなものを近い将来に向かつて提案をされた考え方があつかないか、そういった点を、ひとつ労働問題の基本的な問題に關連をして、その点をひとつこの際伺つておきたいと、こう思ふわけでありまして、

○国務大臣(大橋武夫君) 港務労働の持つております産業上の使命から考へまして、この港務労働がうまく管理されるかどうかということは、日本の經濟に重大な影響があると同時に、日本の國際信用に大いに關係するところであると存じます。したがって、政府といたしましては、港務労働の問題は、決してないがしろにいたしてゐるのではありません。港務労働等対策審議会の答申を待ちまして適切な措置を講じてまいりたい、かように存じておるのであります。またその答申の内容等につきましては、私も全く承知をいたしておりますが、もしその答申において港務労働法というふうな考え方がありました場合には、十分これを慎重に検討いたしまして、前向きに取り組みしたいと考へます。

○杉山善太郎君 大体いま大臣の意のあることをお聞きいたしましたし、基本的な問題について伺ひをする、そういうことで多くを申し上げる必要はないと思ひますが、港務労働等対策審議会の委員構成の中に、もちろん、たとえば具体的に神戸であるとか横浜であるとか、その他の錯綜したやうな港の事情というものは、港務労働等に関する諸問題とか、あるいは港務運送事業の問題であるとか、港務の管理運営に關する改善事項、これらの問題は、もちろん労働省、運輸省、あるいは大蔵省、通産省、自治省などにも關連して、非常に複雑多岐に錯綜してそのまゝになつておりますから、そこで、時限立法的な性格の中で、それを総合調整するための手段として、やはり内閣の総理府の設置法の一部を改正して港務労働等対策審議会が生まれたのだ、そういうふうには私は理解をしております。そういうふうな中で、しかも、時間切れがくるという中で、やはり労働省では、労働省の事務次官が、たとへばこの港務労働問題等の実情調査委員のメンバーにもなつておられまして、そういったことに關連をいたしまして、実は、これは公的私的を混同するやうでありますけれども、私は、今日、全日本港務労働組合の顧問でありますので、そういうふうな關係で、このことは、たとえば船員労働に對しては、船員労働の特殊性があつてやはり船員法がありますように、この海陸の中で、非常に複雑多様性の中で働いておる港務労働の特殊性というものの、中から、十分しびれを切らして、しかも、これらの権威ある調査が二年という時間をかけて出される答申というも

そこで、いま大臣は、非常に場所柄、まだ慎重な態度をとられることは当然だと思えますけれども、この港湾労働等対策審議会が、総会の議を経て、会長名をもって答申をする限りにおいては、その一つの基本的な要綱、原案というものが、もはやその理事者、あるいは委員の調査間においては、すでに

私もまだその内容をよく存知しておりませんので、十分検討などいたしました。さらに一九五〇何年でありましたか、ILOの内国運輸委員会の十三項目のやはり基本決議が港湾労働に関しであると思いますけれども、そういうふうな問題にもよく目を通しました。その審議会の答申が出た晩において、今後ひとついま労働大臣の意のあるところの所信が実際の方向において目の目を見てくるかどうかということ、この目で、このはだで感じていきたい、こういうように考えております。

以上申し上げまして、意見も交えましてけれども、私の質問を終わります。

○國務大臣（大橋武夫君） 杉山先生の非常に示唆的なお話を十分に伺いました。まことにありがとうございます。

私は、港湾労働の将来につきましては、実は心ひそかに非常に心配をいたしておる次第でございます。貿易の拡大に伴いまして、港湾の使命がますます重くなる。これに對しまして、港湾当局は、年々港湾施設の拡充強化を急いでおられるわけでございます。ところが、労働のほうから見ますということ、一般に労働の需給関係が非常に逼迫をいたしてまいっておるような状況でございます。すでに港湾労働者の労働力の不足が訴えられつつございまして、これはさらに今後大きくなっていくのではなからうか、この点を心配いたしておるわけなのであります。したがって、港湾労働の問題につきましては、労働の需給面という点から考えましても、よほど根本的な対策を考えなければならぬ時期に當面いたしてお

て、そして必要なものは着々実施に向かつて努力をするつもりである、かようにお答えを申し上げた次第なのであります。いずれ答申が出ましたならば、その実現に向かって努力をいたしたいと思いますが、またその節はいろいろ当委員会の皆さまからも御協力をいただきたいと存じます。

○杉山善太郎君 労働大臣の意のある御答弁をいただきましたので、私の質問を終わります。

○委員長（鈴木強君） 藤田藤太郎委員。

○藤田藤太郎君 私は、労働大臣にまず最初にお尋ねをしたいのであります。この前とときに雇用問題についてお尋ねをいたしました。きょうは、この雇用問題の現状がどうなっているかという具体的な問題で少しお尋ねをしたいわけでございます。その前に、私は労働大臣にお尋ねをしたいのであります。その第一点は、今度の三十九年度予算書を見ますと、失業保険会計から百十五億九千万という膨大な資金がこの行政の中につぎ込まれているわけでございます。私はいままで議論をしてまいりましたけれども、失業保険の本来の姿というのはどういうものなのか、これは私は、失業者を救済するという立場からこの失業保険の保障の会計がこしらえてあるわけであります。ですから、第一に、失業保険というのは、失業した人の生活または将来の就職、その方々がほんとうに失業期間中の生活が保障される、だから、失業保険を単なる保険じゃなしに、失業保障という立場から失業保険というのができたのだと私は思うのでござい

○藤田藤太郎君 私は、労働大臣にま
ず最初にお尋ねをしたいのであります

という具体的な問題で少しお尋ねをしたいと思います。その前に、私

計から百十五億九千万という膨大な資金がこの行政の中につぎ込まれている

のなか、これは私は、失業者を救済する立場からこの失業保険の保

の就職、その方々がほんとうに失業期間中の生活が保障される、だから、失

のができたのだと私は思うのでござい

ます。ところが、この失業保険の問題が、だんだん給料も上がるし、積み立ても上がってくる、一応失業者の数が、支出のほうが少しづつよくなっていく、よくなつてくれば、そのよくなつてきた条件の中においても失業する、この方々のやはり生活をみて上げるといふところに基本がなくてはならぬのじゃないか。そうすると、具体的に申し上げますと、失業保険給付を上げるのが第一に出てくるのではないかと。この労働省のお考えになつてこゝへ出てきている面、失業者の訓練をやつたり、または就職の世話をした、こういうことをいわれていることを全面的に私は否定をいたしません。そんなやばなことは申し上げませんけれども、しかし、これをおやりになるなら、なぜ失業給付を上げていくといふところをもっと真剣にお考えにならないのかといふことを私は申し上げたい。こゝしはこの失業保険会計から一万戸住宅を建てたといふのでありますが、しかし、私は、そこらまでいくと少し行き過ぎではないか。住宅の不足は、単に労働者の住宅ばかりじゃなしに、これは労働者が再生産のためにその生産場に入つたために住宅が必要だといふことは、これは万国共通でありまして、だから、そういうものは国の計画、建設省を中心とした計画のもとに住宅計画が立てられてしかるべきではないか。本来の拡大解釈にも私は限度があると思うのです。だから、住宅の問題まで金を出しておやりになるというこゝは、私は少し行き過ぎではないか。少なくとも給付の問題にメスが入られて、給付を何とか上げよう、上げて失業中の苦し

い条件の中で、その給付を引き上げて何とかしようといふところに力が入つて住宅の問題まで入つてくるというなら、この議論のしかたはもう少し違つてくると私は思う。しかし、そういう基本的な問題には触れないで、その金が千三百億ですか、たまつていくから、これを使うのだといふことで住宅まで私はおやりになるということはいき過ぎじゃないか、こういううぐあいに考える。大臣のお考えをまずこゝで聞いておきたいと思ふのです。

○国務大臣(大橋武夫) 私は、原則的に藤田藤太郎委員のお述べになりましてことに反対はいたすものではございません。確かに御趣旨はそのとおりでございます。ただ、実際上の問題といたしましては、保険給付の改善につきましては、昨年審議会の答申がありまして、それに基づきまして一部実施をいたしておるのであります。本年一万戸の住宅を建設するといふのは、炭鉱離職者、あるいは鉱山関係の離職者、さらに自由化に伴う一部の不振産業というような点を予想いたしまして、本年の失業問題の解決のために、この問題はきわめて重点的な施策である、そして、これは結局失業者のために行なうものである、こういう見地に立つて一万戸の住宅建設を計画いたしたわけなんです。ただ、これについては一般会計でやるのがたてまえである、まことにそのとおりであります。いろいろな国家財政の現状等から見まして、焦眉の急務に間に合いかねる点もございます。したがつて、今年におきましては、便宜上、これを失業保険特別会計から支弁するといふ形をとつたわけでございます。か

ような行き方が本来のあり方であるといふふうには考へておりません。また、本来のあり方であるといひまするならば、おのずから限度があるわけでありまして、その限度につきましては、今後十分に検討をいたしまして、失業保険特別会計の目的を害することのないように留意をいたしてまいりたいと思ひます。

○藤田藤太郎 大臣は、原則的には私の意見に賛成だけれども、やむを得ず、おのずから限度があるからといふおことばでございしました。昨年の会計でやはり五千戸——このような議論をいたし、おのずから限度があるから、まあこゝしのところはということだつた。こゝしになつたら倍になつて一万戸になつて、また同じその議論をこゝでするなんというふうなことは、私は残念なことだ、こう思うわけです。そこで、私は、もつとこの問題を深くえぐつてお考えにならないものかといふ気がするわけです。昨年度失業保険の問題についてありましたけれども、絶対額の給付の問題は一つも移動してないわけでありまして、手当その他の問題で、たとえば訓練を受けるときには一年間訓練を受ける、そういうところは修正されております。しかし、いまの三カ月、六カ月、九カ月という絶対的な保険給付の問題には一指も触れられていないわけでありまして、三カ月給付をもらつて、あとどうするかといふことになつてくると、これはもうまっ暗やみでございします。私はこの前のときに資料要求をいたしまして、こゝへちやうど殺到倍率の資料が出てまいりました。近畿、東海の〇・八倍のところが殺到率の一番低いところ、こゝで

中高年の大阪で、それも大阪市中高年は就労率二五％だといふのであります。そうなりますと、あとはこれはどういふふうになるのだらう、あとはもう想像にたかなくとも思ふのです。特に、もう一つの表に求人倍率の問題が出でおります。愛知、大阪では十四倍、十一倍でございします。この条件下のもとにおいてもたつた二五％しか就労の機会が中高年にはないといふのですね。ですから、それから見てみますと、他の倍率の高いところ、それから、この求人倍率の低いところ、殺到率の高いところは、私は、中高年の労働問題といふのは非常に重大な段階にあるのではないかと。ですから、この問題はこゝの前申し上げましたから、私は繰り返しません。そういう条件のもとにおいて、三カ月でやめたらどう、六カ月、七カ月で、もうそれで打ち切られたら就職の機会のない人はもうお手あげなんです。こゝらあたりを私はもつとお考えにならないかといふ感じがいたします。そういう重大な問題が、失業保険の会計には、失業保険の運営上の問題として私はあると思ふのです。私は、この前も一度議論をしたことがあつたと思ひますけれども、アメリカが三十九州に大統領命令でやつたといふ一つの示唆を与えておる。それから、欧州を回つてまいりましたけれども、失業保険は、こんな短期間の三カ月や半年で失業保険を打ち切つて、あとは知らぬぞというふうな失業対策を立てている国は一つも私はなかったと思ふのです。せつかく持つていける労働力を遊ばして、こんなもつたないことではないわけでありまして、だから、何も失業保険を上げるといふこと

に重点を置けと私は言つておるわけじゃないのです。社会の仕組みの中で、どうにもならぬところに追い込まれておる人に支給しなければならぬ。失業しておる人を就職の場につけることが第一義の問題でございします。しかし、第一義の問題でやつてもどうにもならぬ人はほんとうに気の毒な人なんです。その気の毒な人をもつと真剣に考えていかなければならぬのではないかと。この問題がこゝにあるわけでありまして、その問題が基本的な問題に触れられないで、そしてこの金は遠隔のところを取り巻く問題にどんどん入つていって、訓練をおやりになること、訓練のために金をお使いになること、それから就職前の訓練手当をお出しになること、私は、そこらまでは、この前から申し上げておるうちに、何とかして失業している方々をその就職の場につける努力といふものは、われわれも協力いたしましょう。しかし、基本的な問題に手を触れずに、去年は五千戸、こゝしは一万戸といふうぐあいに、住宅の問題にまで金を出すことはいか

がかと私は思ふのです。もつとこの問題は真剣に、失業保険上、失業保障の立場からは考へることができないのかといふことを私はこゝで申し上げたいわけでありまして、ですから、所管局がこれをこゝへお出しになるまでに具体的な面でどういふ討議をされてきたかといふ、省内の討議の実態をお聞かせ願ひたいと、私はこゝし思ひます。

○国務大臣(大橋武夫) この就職者の住宅といふものは、現実に今日就職のお世話をするといふことになりまして、何といつても欠くことのできないものでございまして、これにつきま

た。こゝしはこゝし思ひます。

た。こゝしはこゝし思ひます。

た。こゝしはこゝし思ひます。

た。こゝしはこゝし思ひます。

た。こゝしはこゝし思ひます。

た。こゝしはこゝし思ひます。

しては、建設省の一般住宅という対策が強力に進められておりますもの、やはり目的の關係上、完全にわれわれの需要を肩がわりしてやらうということはむずかしいのでございます。そこで、ある程度の就職者の住宅を雇用対策として労働の需要地に準備をするということ、これは現在の職業紹介機構としてどうしても必要だという判断に基づいておるわけでございまして、これは建設省の住宅のように、毎年毎年いつまでも多々ますます升ずで、これをふやしていこうというわけではございません。やはり全国に就職者のために何万戸かの住宅を用意しておいて、そして、そこで一年、あるいはそれでできない場合においては、他の住宅に移れるまでの間、そういう就職したての方に、ある期間そこに入ってもらって就職してもらおう。そして他の住宅をお世話してそちらに移っていただく。したがって、これは住居者は始終回転していくという考え方でございます。したがって、早期に相当数建てようというのでたゞいまこういう計画をいたしておるわけでございしますが、しかし、これを毎年毎年いつまでも続てやるといふ性質のものではございません。ただ、しかし、それにもかかわらず、福祉事業等に失業保険の金を回すということは、本来、失業保険会計から見れば、これは第二次的な用途でございしますから、おのずから限度がなければならぬということとはとよりでございまして、その限度等につきましては、今後審議会等にも御相談して、事務的に十分目安をつけて将来の方針を定める必要がある、かように考えております。

○藤田藤太郎君 私、いま大臣はそうおっしゃいましたけれども、建設省の一般住宅計画、一般国民を対象にした住宅と、おのずから就職の職安の場で住宅が必要だから云々という大臣のお気持ちは私はよくわかる。そのお気持ちはよくわかりますけれども、建設省の一般住宅というものの、はだに触れる感覚が薄いとおっしゃるなら私は申し上げたい。昨年から厚生年金と国民年金の積み立て金の二割五分は福祉事業に使うというきめができました。私たちの主張は、もっと多くの金を直接福祉事業に使ってもらいたいのであります。しかし、そのきめができて、その金は幾らあるか、二割五分といふのは幾らあるかというところ、これは厚生年金の積み立て金の分が大体千五百億、そして国民年金の分が五百億、そうすると、大体二億二千億を私はこえると思う。二億二千億をこえた金は、これは労働者と使用者が半々に積み立てるのが厚生年金であります。その二億二千億をこえた分の二割五分といったら五百億になるわけです。その五百億の金をいま大臣がおっしゃったようなところへ直接お使いになるのに、労働省が主張されて何のはばかりがあるかと私は言いたい。この五百億という膨大な金が、厚生年金の福祉事業に対する使用分として明確に昨年から大蔵省が分けて、去年は四百何十億でしたが、こしは五百億です。その財源の四分の三は労使が出した厚生年金の積み立てです。この金をお使いになつて住宅をどんどんおやりになつたら、ここで全体の額が百十五億でありますけれども、五百億の中からたとえ半分とったら二百五十億ですよ、半

分とつたら。五分の一とっても百億あるのであります。この金をなぜ住宅に——労働者が積み立てた金じゃありませんかこの金は。この金をもっと大胆にお使いにならないと、一年二千億積み立てられるお金は、積み立て金でありまして、直接いま用途を持っていけないわけですね。厚生年金とか国民年金の年次の積み立てられるものを給付に転換をしていく問題ですから、それは使金としてはあるわけです。ですから、その金をなぜお使いにならないか。失業保険のこの金というのは使途が明らかになっているのです。大臣がいまおっしゃったように、明確に、第一義的には何に使うかということは今でも明らかになっている。その金をなぜ使わないか。この五百億という膨大な金の何分の一でもいまの就労のための住宅に——いま労使が半分ずつですが、それを労働者住宅によこせといつて世間にそれだけ堂々と主張されたって何の遠慮もないと私は思う。国民や労働者は支持すると私は思うのです。四分の三は労使がかけた積み立て金ですよ、千五百億は。だから、それと五百億の国民年金の積み立てで二千億、その中の二割五分で五百億なんです。そのうちの三分の二——直接にやれと言ふのは一般行政の上では少し言い過ぎかも知れませんが、ミックスにした半分を労働者住宅に、労働者の就労のために使うんだと労働省がおっしゃつても、私は労働省とか厚生省という派閥争いでも何でもないと思ふ。政府自身がやっていく緊急な事態に對しての金の使い方は、私は有効にこれが使われると見ていいんではないか、こう思う。その金がどうい

うところに使われているかということ、私は申し上げるまでもないに、労働省の皆さんよく御存じだと思ふのです。住宅にも使われておりますね。福祉センターとか、体育館とか、医療施設とか、いろいろのところに使われております。使われておりますけれども、本来ならば、そこでもっと目標をきめて主張されて、その金で住宅を建設されたほうが、もっとも筋が通っているのではないかと、こういうことを私は考えますときに、この百十五億の額の問題を私は言っているのではない。本質的な、大臣がおっしゃるに、第一義的なところに失業保険の意義をあらわしたいと大臣がおっしゃつておるのですから、その意義をぜひここであらわしていただきたい。私たちも、具体的問題でいま就職に困っているから、住宅を建てるか建てないかという議論はしたくない、實際問題として、その労働者の人が住宅不足で困っているから就職ができないから云々という、具体的な住宅という問題について議論をしたくない。そういうことはしたくないのであります。しかし、方向としては、こういう条件がちゃんとあるならば、その条件を十分に生かして住宅を建てられるならば、私は、もっとも就労の条件をつくるための住宅建設ならば、もっとも大きな、いま大臣がおっしゃったようなことが生きてくる場が出てくるのではないかと、私はそう思う。そういう点からも御配慮いただかないと、そこらに一つポイントを置きかえていただかないと、根本的な議論をこでするのは私たはいやです。住宅をこしは労働省に何割割り当てがあるのか、

だ、その住宅が、国会内でございちゃ言つたら、一万戸と労働省が出したものを割り当てられたものはみんな實際問題として待っているのです。それをここで議論するのは私はあまりしたくない。實際問題として困るから、その受け入れ態勢を持っている市町村においては、こしはなんぼの割り当てがあるのだという、その基本を私は置きかえていただいて、五百億の半分の二百五十億を労働省が要求されたってこれは当然だと私は言えるような条件がちゃんと整っているのに、その問題が、労使で積み立てた分の半分の金です。それをぜひその方向で労働省が就労のための住宅に使う。まだ約一万戸ではとても足りないから、皆さん方のこういう行政面からいって、たとへば百十五億では足りないと思ふ。だから、二百億とか二百五十億の金を使ってもらいたい。どれだけの住宅ができますか。こらあたりに目をつけていただきたいと思うのです。が、どうでしょう。

○國務大臣(大橋武夫君) 厚生年金の積み立て金の運用につきましては、労働省と厚生省とは、別にいままでなわ張り争いというようなこともなく、十分に協調いたしてやっています。労働者住宅のために厚生年金にも相当多額の融通をお願いいたしております。ただ、問題は、就職者の宿舎でございまして、これは一般の労働者住宅のごとき、公共団体とか、あるいはまた企業の経営者が、その信用で資金を借り受けて、そして建築をする。その後、は経営者の会社からの補助金であるとか、あるいは本人の家賃であるとか、

そういうもので返済をしていくというたてまえなのでございますが、就職者の用の一時的な宿泊といたしましては、新規の就職者のことでございまして、現状としては、その収入等の関係から、家賃の額等も配慮しなければならぬ、したがって、これを企業体、あるいは公共企業体などで引き受けてくれるものもなきにしもあらずと存じますが、しかし、なかなか一般の労働者住宅と違ひまして、採算上問題がございまして、何かやはり特別の便法がございまして、何となく要ではないか、こう考えまして失業保険の特別会計にお願いをいたしたという次第でございます。その御趣旨は重々わかっておりますが、この間のやむを得ない事情につきましても御了解をお願いいたしたいと存じます。

○藤田藤太郎君 私、だから、こういうふうにして政府が発表された問題について、具体的に住宅を、建設省という立場の使途との関係においてこういう議論をあまりしたくないのですけれども、しかし、方向というものはそういうところで処理してもらわなければ困るわけですね。あの年金の貸し出しは、三年とめ置き二十年とか三十年とかの年賦で返すということで貸し出しをやっている。六分五厘だと思ふ。これに対して補助金が要するなら、利子の分も利子補給さんばしてやるとかいうことで、むしろ議論がそういうところまでされているものではないか。目的を持って利子を手をつけないと、そういうところに利子補給とか何とかというところで住宅をどんどんお建てになっていくのじゃないかということを言っている。いまことしの問

題についてこういうふうに発表されてしまったら、非常に私たちも議論がしにくいわけですよ。しかし、方向というものは、来年度からは、そういう方向にしてもらわなければ、私は、こういうことでは、労働者自身には、直接受益を得ている労働者はそれでいいけれども、受けていない労働者の面からすれば、だいたい天の声、地の声といひますか、相当私は議論があるところだと思ふ。不満があるところだと思ふ。だから、そういう金を使い方については、だから、そういう点も、ひとつ大方針としてそういう方向を見出していただきたいということをお願いをしておきます。この問題については、でないと、私は爆発するときにでると思うので、ぜひその点をお願いをしておきたい。この程度でこの問題はやめます。

そこで、この前の具体的な問題で、殺到率や、その収容の資料が出てまいりましたが、ことしのやつは殺到率で出ておりませんけれども、どうでございましょうか。ことしの分はまだ見通しは立ちません。中学卒とか高校卒の問題については見通しが立つのです。これは年度末の集計で、こういうものをお出しになるのです。まず、これを職安局長にお聞きしたい。

○政府委員(有馬元治君) 毎年六月末の現在でもって実績集計をいたしております。で、ここに先生にお配りしましたのは、それぞれ三カ年にわたって十月現在の殺到倍率を資料としてお配りしてございます。

○藤田藤太郎君 そうすると、ことは四万何千ですか、中高年の訓練を――何ぼでしたか、対策を立ててに

なっているようでありませうけれども、これはこの前も少し議論をしたのですから、重複するのは私はいやですけれども、大阪の〇・八二五倍しかないというのですが、実際問題として、中高年の就職率というものを府県別にお調べになったことがあるでしょうか。あれば、ひとつこれをいたしたいと思ふのです。

○政府委員(有馬元治君) 府県別の年齢別の殺到率は、資料がございまして、あとでお届けしたいと思ひます。また、被保険者についても、そういった就職率の問題が出ておりますので、これも資料としてはお出しできると思ひます。

○藤田藤太郎君 そうすると、殺到率と就職率も、昨年の十月現在の就職率は年齢別に出ておりますか。

○政府委員(有馬元治君) 年齢別に就職率も資料にしてお出ししたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 わかりました。そこで、ことしの訓練は大体どれだけおやりになるつもりですか。総合訓練所から、一般訓練所から、それから企業内訓練から、全部含めて。

○政府委員(松永正男君) 三十九年度の職業訓練の計画をいたしまして、公共職業訓練所におきまして、総合計十二万一千七十五人の訓練計画を持っております。これは、基礎訓練につきましましては一年訓練でございます。転職訓練につきましましては、種目によって違ひますが、六カ月から一年でございまして、それらを合算しまして、延べ数十二万一千七十五人でございまして、そのうち転職訓練、この内容は、炭鉱離職者の訓練、日雇い労働者の訓練、中高年

年齢の訓練、その他の転職訓練、こういうふうに分かれますが、転職訓練につきましまして七万八千六百六十人でございまして、それから事業内訓練におきまして、三十九年度の補助をいたします予定の対象といたしまして四万二千七百二十九人でございまして、

○藤田藤太郎君 そうすると何ですか、松永さん。これは十二万一千七十五人のうちに転職訓練が七万八千六百六十人入っているんですか。

○政府委員(松永正男君) さようでございまして。

○藤田藤太郎君 十二万一千七十五人と事業内訓練の補助の支給事業が四万二千七百二十九人、こういうことであるですね。そこで、たとえば炭種です、この会社内で訓練をしているのが私は相当あると思うんです、それをお調べになっておりますかというところが一つ、それから学校を卒業して実務につくその技術者といひますか、これはなかなか固定した技術とはいへませんでしうけれども、職業訓練所のような確信にはいきませんけれども、そういう人が幾らあつて、ことしの職場へ出て技術的に間に合う人がそれじゃ幾ら出せるかというふうな構想をひとつ出しておいてもらいたいと思ひます。それでないと、労働省が百二十六万の技能者が足りない足らないというだけで、それじゃ何年計画でどういふぐあいにそれを満たしていくのかという答えが一つも出ていない、労働省の発表では。だから、その点が単に足らぬというのじゃないに、足らぬ分はどうかというのだ。一度にいかぬことはわかつてるんですから、何年の間にどういふぐあいにするんだ、それにどう

いう要素とどういう要素が入ってどうなるんだということを明らかにしておいてもらわなければ私たちはつかみようがない、そのところ明らかにしてもらひたい。

○政府委員(松永正男君) 事業内訓練の実情でございまして、先ほど申し上げましたのは、共同職業訓練といたしまして国から補助金を出しておりますので、これの対象でございまして。そのほかに、三十八年度の実績におきまして、主として大企業でございまして、単独の職業訓練を行なっておりますのが三万一千二百五十九人でございまして、それから技能者の養成につきましましての長期見通しと、これに対する養成計画を見通しという問題でございまして、これにつきましましては、職業訓練の長期計画を一応つくっておりますので、これは所得倍増計画に對應いたします計画として、四十五年までの長期計画をつくっているわけでございまして、この計画に對しまして、公共職業訓練におきましては、大体この計画線に三十八年度におきまして接近した実績を示しております、三十九年度のたゞいま申し上げました十二万人の養成を實際にやることになりまして、三十九年度におきまして計画線をやや突破するという実情にございまして、

○藤田藤太郎君 計画線は幾らですか、三十九年度は。

○政府委員(松永正男君) 三十九年度が計画四十万四千人でございまして、なお、関連して申し上げますと、四十五年度にいきまして、四十五年度には十五万二千人、だんだんふえてまいりますが、そのような長期計画は一応でき

ております。これに對しまして、公共職業訓練は、やや計画に近い——過去におきまして計画より下回る実績がございましたので、ほぼ計画と見合ったような実績として進行しつつあるということが申し上げられると思ひます。事業内訓練につきましても、同じように、中央職業訓練審議会におきまして御検討を願ひまして、四十五年度までの長期計画ができております。これは三十四年度におきまして五万五千人、最終年度の四十五年度におきまして二十六万七千人という計画でございます。これに對しまして、実績におきましてはだいぶ下回るような実績に現在の状況ではなっております。三十八年度におきまして計画数が十四万人ということになるわけでございますが、実績におきましては約八万人といったようなズレが生じてきております。そこで、しかし、これは三十四年度におきまして長期的な、マクロ的な数字で出したわけでございますが、実際には、その後におきましていろいろな技術、技能の内容が変わつてまいりてきております。それから、毎年労働省におきまして技能労働力の需給調査を実施いたしておりますが、それらの技能者の不足の状況もだんだん激しくなつてきておるといふような実情にござりますので、これらの実情に基づきまして、長期計画につきましても、さらにあらためて現在の時点において検討する必要がありますのではないかと、いふふうに考へております。これらを検討をいたしまして、さらに新しい養成計画を立てまして、それに基づきましてそれぞれの分野の施策を進めてまいりたいといふふうに考へております。

○藤田藤太郎君　そこで、公共職業訓練所のほうは計画の実績を上回つて進んでいる。しかし、事業内訓練の見通しが、みな実績の半分とは言ひませんけれども、三十八年度は十四万人対八万人ということになると、もの考え方として、これはどうなんですかというものが私はお聞きしたいわけなんです。それから、百二十六万の技能者の不足というのをそれじゃ何で解消していくんですか、その話はどうですか。

○政府委員(松永正男君)　ただいま事業内訓練でございますが、この零細な事業におきまして事業内訓練につきましては、共同職業訓練の形で進んでいます。共同職業訓練の補助をいたしております。それから、最近になりまして、施設の設置につきましての補助もいたしております。そこで、その補助金の効果もあらわれたかと考へるわけでございますが、共同職業訓練につきましましては、年々実績が増加をいつつある現状であります。一方、単独訓練につきましましては、先ほど申し上げました実績がほとんど大部分が大企業に限られて、三百人から百人ぐらいの規模につきましましては、ほとんど事業内訓練が行なわれていないといふような現状にあるわけでございます。これに對しまして、昨年度から訓練の施設につきましましては補助金でいく。その上の規模のものにつきましましては、融資制度によりまして訓練施設の充実ははかりたい。三十九年度におきましても、引き続きこの融資のワタを拡大いたしまして、この面の助長をいたしたいといふふうに考へております。

ふりに考へております。大企業におきましては相当長い歴史がございまして、これは単独で、独力で訓練をみずからやっておるといふ現状でございまして、このような措置をとつておりますけれども、先ほど申し上げましたような実績が急激にたとへば二倍近くになるといふような見通しはございせん。で、依然として事業内職業訓練をいかに伸ばすかといふことにつきましましては問題があるといふふうに私も考へております。この点につきましまして訓練関係、各事業体の方々と御相談をいろいろいたしておるわけでございますが、事業内訓練を受けたものがどのような社会的な処遇を受けるかといふような問題、また、学校卒業生との関係におきましてどのような資格になるかといふような関係がございまして、教育制度との関係におきましても、この養成された技能者の処遇といふような面からも問題があるのではないかと、それらをあわせましてさらに検討を重ねまして、事業内訓練についての振興策を掘り下げてまいりたいといふふうに考へております。

○藤田藤太郎君　私の聞きたいのは、その御努力されていることはよくわかりました。

○政府委員(松永正男君)　私の聞きたいのは、その御努力されていることはよくわかりました。

○藤田藤太郎君　私の聞きたいのは、その御努力されていることはよくわかりました。

だんつかなくなつてくる、百二十六万でも百二十万でも、百十万でもよろしうございまして、これをそれじゃ訓練で、こゝしはどれだけひとつ技術者を養成をするのだ、百二十万の技能労働者の不足、はこゝしはこれでやつて、来年はこれでやつて、大体何年くらいに、これが解消するのだ、それがあまり長引くようなことである場合には、それだけの手当をしなければならぬ、だから的確に、そのところを社会に訴えてもらわないと、ただ、のぼりだけ上げただけで、だんだん二月にはば的確に近い——的確とはいへないけれども、はば的確に近い調査ができるのだとおっしゃるなら、ことしのそれに應じて不足分を補う、できるだけ早い機会に、また議論が予算上、資金上という問題に入つてくるわけですから、しかし、そういうものを考へて、どれだけ計画を満たすのだという、計画といひますか、シビアの問題を言つておるわけではないのですよ、ものたえとて言つておるのです。何年くらいには、どのくらいになるという、倍増計画もあるけれども、その一環として、どうやるのだということをおっしゃらないと、去年は百二十六万だったけれども、こゝしは百二十万だ、十萬にしましよ。去年訓練したのから、ずっと並べてみたら、学校卒やらで二十万どころではないと思ふのです。そうなつてくると、そのところ、少しもつじつが合わないわけですから、われわれが見ていて、そのところをひとつ、計画性を示していただきたいといふことなんです。

○政府委員(松永正男君)　御指摘のとく、毎年一月に調査をいたします。

のが、三十六年度が百十六万、三十七年度が百二十五万、三十八年度が百十万というような数字が出ております。三十九年度につきましても、まあその大差のないものではなからうかと、現在調査中でございますが、思われまします。しかしこの数字につきましても、ただいま申し上げましたように、各企業におきまして一応雇い入れるといひますか、需要面の見込み数字でございます。したがって、これを今後六ヶ月間に養成して充足するということは、なかなかむずかしい問題でございますが、おっしゃいましたように、これだけのものが不足をしておるのだというこのデモンストレーション、効果も一面においては確かにねらっておる面もございます。

と申しますのは、たてまえといたしまして、公共職業訓練が技能者養成の相当大きなウェイトを持つておることとはたしかでございますが、やはり問題といたしましては、各企業におきまして、それぞれ企業なりの計画を立てまして養成をするということも、同時に非常には必要ではなからうか、重点といたしましては、やはり公共職業訓練といたしましては、むしろ職業訓練のよくな面が相当ウェイトが大きくなつてまいる、養成訓練の面は、事業体みずからが、もう少し大規模かつ計画的にやる必要があるのではなからうか、これがまあ訓練としては進歩ではなからうかというふうにお考えられるのでございまして、その意味におきましては、これだけ不足するのだというこの数字をあげます効果、これとあわせまして努力をお願いするという面もあるかと思ひます。養成訓練につきましても、

御承知のように事業内で三年間の養成をいたします。外国等では、もう少し長いようでございますが。したがって、やはりそのときどきの需給計画とあわせることも必要ではございませうけれども、やはり長期の訓練になつてくる部分が多いのではなからうかというふうにお考えいただけます。ただいま御指摘のような、百万の不足があるから、これに対して、どれだけの供給量で、どうなつてくるかという点につきましても、私どもとしての確な数字的計画を持つておりませんし、また、申し上げられないことは申しわけないのでございますが、事務の性質といたしまして、なかなかむずかしい面があるように思ひます。

○藤田藤太郎君　まあ私は一面からいへば、正直な言い方だと思ひます。だから雇用計画というものは、この前申し上げましたように、景気変動のようになつてくる問題と労働行政で要求して、やはりその被害の少ないような方法を労働行政のほうは、経済政策でだんだんに、こう申し上げてきたのですけれども、しかし、そんなに変動で需要の面に大きく百万も二百万も差が出てくる、これからの単純労働者の振幅というものは景気変動で激しくなりますけれども、しかし不足している技能労働者がそんなに大きく振幅をすることはないと判断する。だからノーマルの線が幾らだ、ノーマルとして需要が過去長期の展望に立つて、どのくらいのものが必要なんだという大まかなそういう事柄も、単なるデモンストレーションに終わらないで、今日の事態については、どういうふうなことに、間に合うんだというふうなことは、

お出しになつていいんじゃないか。ただ、技能労働者が不足する不足ということだけ、われわれが耳に聞かされておつただけでは、どうにも処理のしようがないのだというのが率直な言い方なんです。われわれ議論する上においても、そうだと思うのです。だから、そうでなしに、たとえば私に言わせれば、百二十万で技能労働者が不足をしておる。これに対しては、ことし三十万なら三十万の技能労働者を養成しよう。四十万なら四十万やう。そうすると来年度は、百二十万から四十万引いたら八十万だ。そうしていかなければならぬと私は思うのです。そんなことくらいは、われわれにもわかるのです。新しい学卒者その他が入ってくるわけですから、これをどう技能訓練をして生産につけるかといううな問題も出てくるわけだ。単純労働なら、あまり要らないわけだが、そういうときに企業内訓練——生産に間に合わない労働力なんというものは、これはどうもならないものはないわけですから、やはり生産に間に合うための労働力の供給というものは、私は事業内でも考えるけれども、労働行政の中でも、それは考えていかなければならぬ。特に訓練局長というものは、それに全精力をぶつければいいのではないかと私は思つておる。そういうことが、私はかんでもの言つておるようなかっこうになりますけれども、それくらいのことには、私は訓練局長でまづな筋を立てて、かくかくの条件の中にかくかくの処置をして、こういう状態に持ち込むのだというこころは、きょう、いまははっきり言えなければいけません。それはやはり出して

おいてもらわないと困ると私は思うのです。これは訓練局長に強く要望をしておきます、その点だけは。そこで訓練の問題と中高年齢の問題については、この前言ひましたけれども、もう一度繰り返して職安局長、大臣にも繰り返してお伺ひしておきたいんですけれども、私も大阪あたりをずっと調べてまいりましたところによると、中学、高校の卒業生の募集人員だけは、とても集まらない。ひどいところでは三分の一だ。やつとこいといふ状態なんだ。しかし生産の計画に基づいて労働力を提供せよ。入れなければ生産にならないわけですから、何かのかっこうで労働力がそこに供給されていくわけだ。生産の機会に。ところがその外から見ると、いかにだ。あそこは特に産業の中でもすぐれたところだといふところだけ、充足率が極めて高く、自由主義、自由経済というところからそれはやむを得ないかも知れませんが、それはむしろ悪いところになつたら三分の一も五分の一も満たさないというふうな状態で、倒産に追い込むようなかっこうも出てきて、ここから以上入ると、いろいろまた意見があると思ひますけれども、少なくとも私は、繰り返してこの前のことを申し上げておきますけれども、おのずから程度の問題がありますけれども、中高年の訓練もけつこうでございましてけれども、学卒を雇うときには中高年もウェイトをつけて私はやはり雇うという規律を労働行政に強く打ち出してもらいたい。これを私は重ねて申し上げておきたいと思ひます。そうでなければ、ほんとうに弱肉強食の問題に入つてしまつて、地方の行政担当者には、みんなそういう要望をしております。何とか国で、そういう規律をつけようという。でなければやれぬというこころまで極端に言う人もあります。だから私は、中高年の訓練も必要です。しなければ生産にならぬですから、訓練をしてもらうこともけつこうですが、しかし、学卒のフレッシュな労働力と合わせて、中高年に合うようなかっこうの作業内容もこれはあるでしようけれども、やはりミックスで、これは充足をしていくという規律——教育ですか、私はむしろ教育だと思ひます。こころで、そういうものをぜひひつと、こころでこの前に重ねてお願いをしておきます。そうでないと、中高年のお出しになつたこの表から見て、殺到率からいって一番いい条件で二割五分というんですからたいへんなことだと思います。こしあたりからその訓練をしないと、私は、一度は、来年になるか再来年になるか、必ず大ゆれにゆれると気がきますから、こしはぜひ、そういう先べんをつけていただきたい。それから、職安関係でももう少しお尋ねをしたいと思います。いま、民間の季節労働というのをとてみますと、農家の方々が食えない、生活がでないから、建設事業で季節労働をやつておられる。古来からの酒屋さんと何とか季節労働なんというのは非常にウェイトが小さくなりました。いまの季節労働のウェイトの大きいのは、何といつても建設関係ではないかと私は思ひます。それから林野関係の季節労働、こう私は見ているわけでありまう。建設関係の

そんなことは処理されるでしょうけれども、そんなのでなしに、会社の中でも、同じ仕事をしている。それには退職金の制度がある。期末手当の制度がある。こういうものが、たとえば所得保障の年金制度によって処理をされて、退職金の問題が全般的に給与の中に織り込まれて給与関係がかわってくるとか、期末手当の問題が給与に入られて変わってくるとかいう外国並みの状態になるならともかくとして、そうでない現状において、期末手当や退職金の積み立てがあるという条件のもとで、私はいまのような法律では、期間更新一年だということだけでは済まされない条件が、私は労働者にとってあるということをお願いしたいのです。

ですから、八カ月雇われて、来年度八カ月やり、その間は失業保険をもらう。私は、最近聞いた話だが、これも職安局長に私は聞きたいと思っているのだけれども、林野庁の労働者は半分だけは失業手当があるけれども、半分は失業手当がないのだ、百人おったら五十人だけだ、こういうことが平気で事業主から言われて、労働者が泣き寝入りしているということはこの間聞きまして、けしからぬことだと言って私も腹を立てたのですが、これはあなたのほうを追及するのがいいかどうかかわからぬが、よく調べていただきたい。きょうも一ぺんこの問題も提起しておきたいと思うのですが、そういうことが常日ごろ行なわれているということなんです。そういう条件が一つある。それから片一方では、更新の問題があつて不安定だ。できるだけ安くよく働いて、だから、臨時工だと社外工の概念に結びつけられて、そして永

午後三時三十一分散会

二月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

一、社会保障研究所法案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

に改める。

第二条第一項第一号を次のよう

一 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第三十一号）による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）（以下「改正前の恩給法」という。）第十九条に規定する軍人、準軍人その他のもの陸軍又は海軍部内の公務員又は公務員に準すべき者（戦時又は事変に際し臨時特設の部局又

は陸海軍の部隊に配属せしめたる文官補闕の件（明治三十八年勅令第四十三号）に規定する文官を含む。以下「軍人」という。）

第三条第一項第一号中「恩給法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第三十一号）による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）（以下第四条第二項において「改正前の恩給法」という。）を「改正前の恩給法」に改める。

第四條第二項中「旧恩給法の特例に関する件第一条に規定する軍人又は準軍人が昭和十六年十二月八日以後戦地における在職期間」を「軍人軍属が昭和十二年七月七日以後事変地又は戦地における在職期間」に改め、「第二十三條第一項第一号及び第三十四條第一項の規定の適用については、」を削り、「旧恩給法の特例に関する件の施行前」を「旧恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）の施行前に、「旧恩給法の特例に関する件第一条に規定する軍人又は準軍人を「軍人」に改め、同条第三項中「帰還を含む。」の下に「次条を除き、以下同じ。」を加え、同条第五項中「戦地」を「事変地又は戦地」に改める。

第五條第二号中「又は」を「及び」に改め、同条に次の一号を加える。

四 遺族一時金の支給

第六條中「又は弔慰金を」、「弔慰金又は遺族一時金」に改める。

「第一節 戦傷病者等に対する援護」を「第一節 障害年金及び障害一時金の支給」に改める。

第七條第一項中「不具廢疾の状態にある場合の下に」（第四條第二項の規定により公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなされた軍人軍属であつた者について、恩給法別表第一号表ノ二に定める程度の不具廢疾の状態になつたとき）の下に「（第四條第二項の規定により公務上負傷し、又は疾病にか

かつたものとみなされ軍人軍属であつた者については、恩給法別表第一号表ノ二に定める程度の不具廢疾の状態になつたときに限る。）を加える。

第八條中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第四條第五項に規定する事変地における在職期間内の負傷又は疾病に關し同条第二項の規定により公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなされた軍人軍属であつた者に支給する障害年金の額及び前項の規定により加給する金額は、前二項の規定にかかわらず、それぞれ、前二項の定める額の十分の六に相當する額とする。

第十二條中「この法律、」を「恩給法若しくは、」若しくは旧未復員者給与法（昭和二十二年法律第百八十二号）又は「又は」又は旧未復員者給与法（昭和二十二年法律第百八十二号）、この法律若しくは」に改める。

第十五條の二中「第七條第三項又は第四項の規定による」を削る。

「第二節 戦没者遺族等に対する援護」を「第二節 遺族年金及び遺族給与金の支給」に改める。

第二十三條第一項第三号中「軍属（第二條第一項第二号から第四号までに掲げる者をいう。以下同じ。）又は軍属」を「軍人軍属又は軍人軍属」に改める。

第二十六條第三項を同条第四項

とし、同条第二項中「前項を」第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第四條第五項に規定する事変地における在職期間内の負傷又は疾病に關し同条第二項の規定により公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなされた軍人軍属又は準軍人軍属であつた者の遺族に支給する遺族年金の額は、前項に定める額の十分の六に相當する額とする。

第三十二條に次の一項を加える。

4 第二十六條第二項に規定する遺族に支給する遺族年金に關し第二項の規定を適用する場合においては、前項中「第二十六條第一項」とあるのは「第二十六條第二項」と、「五千元」とあるのは「三千元」と、「三千元」とあるのは「千八百円」と読み替へるものとす。

第三十二條の三を第三十二條の四とし、第三十二條の二を第三十二條の三とし、第三十二條の次に次の一條を加える。

（遺族年金と扶助料等との調整）

第三十二條の二 遺族年金を受ける権利を有する者が、当該死亡した者の死亡に關し、他の法令（船員保険法及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）を除く。）により、同一の事由による恩給法第七十五條第一項第一号から第

三号までに掲げる額の扶助料その他遺族年金に相當する給付を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき遺族年金の支給を停止する。ただし、遺族年金の額が他の法令による給付の額をこえるときは、そのこえる部分については、この限りでない。

第三十四條の前に次の節名を附する。

第三節 弔慰金の支給

第三十四條第二項第一号中「勤務を除く。」の下に「次号において同じ。」を加え、同項第二号中「海外にあつて」を「勤務していた間又は引き続き海外にあつて」に改め、同条第三項中「海外にあつて」を「勤務していた間又は引き続き海外にあつて」に改め、「又は帰還」を削り、「海外にあつた者」を「勤務していた者又は引き続き海外にあつた者」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第三十七條第一項中「第五項」を「第四項」に改める。

第三十八條の二中「第三十二條の三」を「第三十二條の四」に、「又は軍人軍属であつた者（第三十四條第四項から第六項までの規定により軍属とみなされる者を含む。）」を「若しくは軍人軍属であつた者又は準軍人軍属若しくは準軍属であつた者」に改める。

第二章に次の一節を加える。

第四節 遺族一時金の支給

（遺族一時金の支給）

第三十九條の二 次に掲げる遺族には、遺族一時金を支給する。

一 昭和十二年七月七日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該在職期間内又はその経過後二年（厚生大臣の指定する疾病により死亡した者については、六年）以内に死亡した者については、六年）以内に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族。ただし、重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかつた者の遺族及び当該公務上の負傷又は疾病に關連しない負傷又は疾病のみにより死亡したことが明らかである者の遺族を除く。

二 第四條第五項に規定する戦地における引き続き在職期間（これに引き続き昭和二十年九月二日以後海外にあつて復員するまでの期間を含む）が六箇月をこえ、かつ、当該在職期間経過後一年（厚生大臣の指定する疾病により死亡した者については、三年）以内に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族。ただし、故意若しくは重大な過失による負傷若しくは疾病又は当該在職期間経過後に発した負傷若しくは疾病のみにより死亡したことが明らかである者の遺族を除く。

2 前項に規定する軍人軍属又は軍人軍属であつた者の死亡に關し、この法律による遺族年金、

恩給法第七十五条第一項第二号又は第三号に掲げる額の扶助料その他これらに相当する給付を受けることができる者がある場合には、遺族一時金を支給しない。

(遺族の範囲)

第三十九条の三 遺族一時金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における第二十四条第一項に規定する配偶者、子、父、母、孫、祖父、祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母で、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有し、かつ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともしていたものとする。

2 第二十四条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(遺族の順位)

第三十九条の四 遺族一時金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父、入夫婚姻による妻の父母の順序による。ただし、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

2 第三十六条第二項の規定は、前項の規定により遺族一時金を受けるべき順位にある遺族が生死不明である場合に準用する。この場合において、同項中「弔慰金」とあるのは「遺族一時金」と、「昭和二十七年四月」とある

のは「昭和三十九年十月」と読み替えるものとする。

(遺族一時金の額)

第三十九条の五 遺族一時金の額は、死亡した者一人につき十万円とする。

(遺族一時金の支給を受けることができない者)

第三十九条の六 第三十九条の三第一項に規定する遺族が、死亡した者の死亡の日以後昭和三十九年十月一日前に、第三十一条第二号、第三号及び第五号から第七号までのいずれかに該当したときは、遺族一時金を支給しない。

2 禁錮以上の刑に処せられ、昭和三十九年十月一日（死亡した者の死亡の日が同日後であるときは、その死亡の日）において、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの遺族（刑の執行猶予の言渡しを受けた遺族を除く。）には、遺族一時金を支給しない。

(準用規定)

第三十九条の七 第十六条及び第十八条本文の規定は、遺族一時金の支給に準用する。

第四十条中「又は弔慰金」を、「弔慰金又は遺族一時金」に改める。

第四十三条中「及び遺族給与金」の下に「（以下この条において「障害年金等」という。）」を加える。

第四十五条から第四十七条までの規定中「又は弔慰金」を、「弔慰金又は遺族一時金」に改める。

第四十八条第一項中「及び弔慰金」

を、「弔慰金及び遺族一時金」に改める。

第四十九条第一項中「及び遺族給与金」を、「遺族給与金及び遺族一時金」に改める。

第四十九条の二中「又は弔慰金」を、「弔慰金又は遺族一時金」に改める。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第二条 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「五千円」を「六千円」に改める。

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和二十年九月一日を昭和二十年十一月三十日（昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて復員した者については、その復員の日）」に改め、「疾病にかかり」の下に「（昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて復員するまでの間に負傷し、又は疾病にかかり、厚生大臣が在職期間内の職務に関連して負傷し、又は疾病にかかったと同視することを相当と認める場合を含む。）」を加える。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和

三十七年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

附則中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を削り、第十項を第八項とし、第十一項から第十八項までを二項ずつ繰り上げる。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)

第五条 戦傷病者特別援護法（昭和三十一年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「又は第五号」を「若しくは第五号又は第三項」に、「同項同号」を「第二項第五号又は第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項第一号から第五号までに掲げる者に該当する者については、昭和二十二年七月七日以後事変地又は戦地におけるその者の負傷又は疾病で、故意又は重大な過失によるものであることが明らかでないものは、当該各号に掲げる負傷又は疾病とみなす。

第十九条第一項中「五千円」を「六千円」に改める。

附則第一項ただし書中「第十三項」を「第十項」に改め、附則第四項中「附則第二十六項」を「附則第二十三項」に、「附則第二十三項」を「附則第二十項」に、「附則第二十項」を「附則第十一項」に改め、附則第十項の前の見出し及び同項

から附則第十二項までを削り、附則第十三項に見出しとして「（適用関係）」を加え、同項を附則第十項とし、附則第十四項を附則第十一項とし、附則第十五項から附則第三十四項までを三項ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第二条、第五条（戦傷病者特別援護法第二条の改正規定を除く）、附則第五条及び附則第八条の規定は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、公布の日が同月二日以後であるときは、公布の日から施行し、同月一日から適用する。

(遺族援護法第二条等の改正に伴う経過措置)

第二条 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「遺族援護法」という。）第二条第一項第一号、第四条第二項、第二十三条第一項及び第三項の規定の改正により軍人軍属たるによる障害年金又は軍人軍属若しくは軍人軍属であつた者の遺族たるによる遺族年金若しくは弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に関し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

5 第一項及び第二項の規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第四百四十四号）附則第十一項に規定する者の遺族として遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に関し、同法附則第十三項の規定を適用する場合には、同項中次の表の上欄に掲げる日又は月、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

昭和二十八年四月一日	昭和三十一年十月一日
昭和二十八年三月三十一日	昭和三十一年九月三十日
昭和二十八年四月	昭和三十一年十月
昭和二十八年四月二日	昭和三十一年十月二日

（遺族一時金の支給の特例）

第四条 この法律による改正後の遺族援護法第三十九条の二第二項に規定する軍人軍属又は軍人軍属であつた者の死亡の当時における配偶者、子及び孫で、旧恩給法の特例に関する件の施行の日以後養子の日の前日において、離縁又は縁組の取消しにより同法第三十一条第五号又は第六号に規定する養子でなくなつてゐた者については、当該養子縁組に関しては、同法第三十九条の六第一項の規定を適用しない。

2 この法律による改正後の遺族援護法第三十九条の二第二項に規定する軍人軍属又は軍人軍属であつた者の死亡の当時における配偶者又は父、母、祖父、祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母で、旧恩給法の特例に関する件の施行の日以後婚姻したものの又は婚姻によりその氏を改めたもののうち、同法の施行の日の前日において、離婚による当該婚姻の解消又は当該婚姻の取消しをしてゐたもの（離婚による当該婚姻の解消又は当該

婚姻の取消しをした後に、さらに婚姻した者又は婚姻により氏を改めた者を除く。）には、同法第三十九条の六第一項の規定を適用しない。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置）
第五条 昭和三十一年三月三十一日までに支給事由が生じた葬祭料の額については、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第六条 この法律による旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（以下「法律第七十七号」という。）第二十一条第一項の規定の改正により遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に関し、この法律による改正後の法律第七十七号を適用する場合においては、同法第二条第四項中「昭和三十一年一月」とあるのは、「昭和三十一年十月」とする。

2 この法律による改正後の法律第七十七号に基づき給されること

となる扶助料の給与は、昭和三十一年十月から始めるものとする。

3 恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の扶助料を受ける者で、この法律による改正後の法律第七十七号第三号の規定に基づき扶助料を受けることとなるものについては、昭和三十一年十月以降、その扶助料を同条第二項の規定により計算して得た年額の扶助料に改定する。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）
第七条 この法律による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第七十五号）附則第六項及び附則第九項の規定の適用を受けていた者の遺族年金及び留守家族手当の額については、昭和三十一年九月分までは、なお従前の例による。

（戦傷病者特別援護法の一部改正に伴う経過措置）
第八条 昭和三十一年三月三十一日までに支給事由が生じた葬祭費の額については、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）
第九条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三十五条の二第一項中「受ける者」の下に「同法第四条第五項に規定する事変地における負

傷又は疾病に関し、同条第二項の規定により公務上負傷し、又は疾病にかつたものとみなされる者の当該負傷又は疾病による死亡につき、これらの遺族年金又は弔慰金を受ける者を除く。）を加える。

附則第十一項中「改正後の第三十四条第四項の規定により軍属とみなされる者を含む。以下この項において同じ。」を削り、「第五項」を「第四項」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正）
第十条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表を次のように改める。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七十七号）第二十一条に規定する軍人軍属	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十一年法律第三十一号）による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員又は公務員に準ずべき者（戦傷病者戦没者遺族等援護法第二条第一項第一号に掲げる者を除く。）	在職期間内（弔慰金については、昭和十二年七月七日以後における在職期間内）における公務上の負傷又は疾病	昭和三十一年三月三十一日
恩給法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第三十一号）による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員又は公務員に準ずべき者（戦傷病者戦没者遺族等援護法第二条第一項第一号に掲げる者を除く。）	恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員又は公務員に準ずべき者（戦傷病者戦没者遺族等援護法第二条第一項第一号に掲げる者を除く。）	在職中における公務のための負傷又は疾病	昭和三十一年三月三十一日
戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十八年法律第五十五号）に規定する特別未帰還者の状態にある間に死亡したものと推測される者を含む。）	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十八年法律第五十五号）に規定する特別未帰還者の状態にある間に死亡したものと推測される者を含む。）	遺族給与金に關しては公務上の負傷又は疾病、弔慰金に關しては昭和二十九年九月二日以後海外にある間に於ける自己の責めに歸するものでない事由に基づく負傷又は疾病	昭和三十一年三月三十一日

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正)
第十二条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。
附則第二条第一項中「第三十二条の二」を「第三十二条の三」に改める。

社会保障研究所法案 社会保障研究所法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 役員等(第八条―第十六条)

第三章 業務(第十七条―第十八条)

第四章 財務及び会計(第十九条―第二十六条)

第五章 監督(第二十七条―第二十八条)

第六章 雑則(第二十九条―第三十条)

第七章 罰則(第三十一条―第三十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 社会保障研究所は、社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、及びその成果を普及し、もつて国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 社会保障研究所(以下「研究所」という。)は、法人とする。

(事務所)
第三条 研究所の事務所は、東京都に置く。

(定款)
第四条 研究所は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 役員に関する事項

五 業務及びその執行に関する事項

六 資産に関する事項

七 会計に関する事項

八 定款の変更に関する事項

2 定款の変更は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第五条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 研究所でない者は、社会保障研究所という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法明治二十九年法律第八十九号(第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、研究所に準用する。

第二章 役員等

(役員)
第八条 研究所に、役員として、所長一人、理事二人及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)
第九条 所長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、所長を補佐して研究所の業務を掌理し、所長に事故があるときはその職務を代理し、所長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、研究所の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、所長又は所長を通じて厚生大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)
第十条 所長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2 理事は、厚生大臣の認可を受けて、所長が任命する。

(役員の任期)
第十一条 所長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。

2 役員は、再任されることができ

(役員の欠格条項)
第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。)

(役員の解任)
第十三条 厚生大臣又は所長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適用し、認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 所長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)
第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)
第十五条 研究所と所長との利益が相反する事項については、所長は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

(職員の任命)
第十六条 研究所の職員は、所長が任命する。

第三章 業務

(業務)
第十七条 研究所は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 社会保障に関する基礎的かつ

総合的な調査研究を行なうこと。

二 社会保障に関する情報及び資料を収集すること。

三 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

四 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

2 研究所は、前項第四号に掲げる業務を行なうときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第十八条 研究所は、委託に基づいて前条第一項各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合において、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)
第十九条 研究所の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)
第二十条 研究所は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十一条 研究所は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後二月以内に厚生大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 研究所は、前項の規定により財

務諸表を厚生大臣に提出するとき
は、これに予算の区分に従い作成
した当該事業年度の決算報告書並
びに財務諸表及び決算報告書に關
する監事の意見書を添附しなけれ
ばならない。

(利益及び損失の処理)

第二十二條 研究所は、毎事業年
度、経営上利益を生じたときは、
前事業年度から繰り越した損失を
うめ、なお残余があるときは、そ
の残余の額は、積立金として整理
しなければならない。

2 研究所は、毎事業年度、経営上
損失を生じたときは、前項の規定
による積立金を減額して整理し、
なお不足があるときは、その不足
額は、繰越欠損金として整理しな
ければならない。

(借入金)
第二十三條 研究所は、厚生大臣の
認可を受けて、一時借入金をする
ことができる。

2 前項の規定による一時借入金
は、当該事業年度内に償還しなけ
ればならない。

(余剰金の運用)

第二十四條 研究所は、業務上の余
剰金については、銀行への預金又
は郵便貯金にするほか、これを他
に運用してはならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第二十五條 研究所は、その役員及
び職員に対する給与及び退職手当
の支給の基準を定めようとするこ
ときは、厚生大臣の承認を受けなけ
ればならない。これを變更しよう
とするときも、同様とする。

(厚生省令への委任)
第二十六條 この法律に規定するも
ののほか、研究所の財務及び会計
に關し必要な事項は、厚生省令で
定める。

第五章 監督

(監督)
第二十七條 研究所は、厚生大臣が
監督する。

2 厚生大臣は、この法律を施行す
るため必要があると認めるとき
は、研究所に対して、その業務に
關し監督上必要な命令をすること
ができる。

(報告及び検査)

第二十八條 厚生大臣は、この法律
を施行するため必要があると認め
るときは、研究所に対して報告を
求め、又はその職員に研究所の事
務所に立ち入り、帳簿、書類その
他の必要な物件を検査させること
ができる。

2 前項の規定により職員が立入検
査をする場合においては、その身
分を示す証明書を携帯し、関係人
に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の
権限は、犯罪捜査のために認めら
れたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)
第二十九條 研究所の解散について
は、別に法律で定める。

(協議)

第三十條 厚生大臣は、次の場合に
は、あらかじめ大蔵大臣に協議し
なければならない。

一 第四條第二項、第十七條第二
項、第二十條又は第二十三條第

一項の規定による認可をしよう
とするとき。
二 第二十一條第一項又は第二十
五條の規定による承認をしよう
とするとき。

三 第二十六條の厚生省令を定め
ようとするとき。

2 厚生大臣は、第二十條の認可を
しようとする場合において、必要
があるとき認めるときは、関係行政
機関の長の意見を聞くものとし
る。

第七章 罰則

(罰則)

第三十一條 研究所の役員又は職員
が、その職務に關して、わいろを
收受し、又はこれを要求し、若し
くは約束したときは、三年以下の
懲役に処する。よつて不正の行為
をし、又は相當の行為をしなかつ
たときは、五年以下の懲役に処す
る。

2 研究所の役員又は職員であつた
者が、その在職中に請託を受け
て、職務上不正の行為をし、又は
相當の行為をしなかつたことに關
し、わいろを收受し、又はこれを
要求し、若しくは約束したとき
は、三年以下の懲役に処する。

3 犯人の收受したわいろは、没収
する。その全部又は一部を没収す
ることができないときは、その価
額を追徴する。

第三十二條 前條第一項又は第二項
に規定する者に対してわいろを供
与し、又はその申込み若しくは約
束をした者は、三年以下の懲役又
は三十万円以下の罰金に処する。
第三十三條 第二十八條第一項の規

定による報告をせず、若しくは虚
偽の報告をし、又は同項の規定に
よる検査を拒み、妨げ、若しくは
忌避した場合には、その違反行為
をした研究所の役員又は職員は、
三万円以下の罰金に処する。

第三十四條 次の各号の一に該当す
る場合には、その違反行為をした
研究所の役員又は職員は、三万円
以下の過料に処する。

一 この法律により厚生大臣の認
可又は承認を受けなければなら
ない場合において、その認可又
は承認を受けなかつたとき。
二 第五條第一項の規定による政
令に違反して登記することを怠
つたとき。

三 第十七條第一項に規定する業
務以外の業務を行つたとき。
四 第二十四條の規定に違反して
業務上の余剰金を運用したとき。

五 第二十七條第二項の規定によ
る厚生大臣の命令に違反したと
き。

第三十五條 第六條の規定に違反し
て社会保障研究所という名称を用
いた者は、一万円以下の過料に処
する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から
施行する。

(研究所の設立)

第二條 厚生大臣は、研究所の所長
又は監事となるべき者を指名す
る。

2 前項の規定により指名された所
長又は監事となるべき者は、研究

所の成立の時に於いて、この法律
の規定によりそれぞれ所長又は監
事に任命されたものとする。

第三條 厚生大臣は、設立委員を命
じて、研究所の設立に關する事務
を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、
厚生大臣の認可を受けなければな
らない。

3 厚生大臣は、前項の規定による
認可をしようとするときは、あら
じめ大蔵大臣に協議しなければ
ならない。

4 設立委員は、第二項の認可を受
けたときは、遅滞なく、その事務
を前條第一項の規定により指名さ
れた所長となるべき者に引き継
がなければならない。

第四條 附則第二條第一項の規定に
より指名された所長となるべき者
は、前條第四項の事務の引継ぎを
受けたときは、遅滞なく、政令で
定めるところにより、設立の登記
をしなければならない。

第五條 研究所は、設立の登記をす
るによつて成立する。

(経過規定)

第六條 この法律の施行の際現に社
会保障研究所という名称を使用し
ている者は、この法律施行後六月
以内にその名称を變更しなければ
ならない。

2 第六條の規定は、前項に規定す
る期間内は、同項に規定する者に
は、適用しない。

第七條 研究所の最初の事業年度
は、第十九條の規定にかかわらず、
その成立の日に始まり、昭和

四十年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 研究所の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第二十条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第九条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「国民生活研究所」の下に「社会保障研究所」を、「国民生活研究所法」の下に「社会保障研究所法」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「国民生活研究所」の下に「社会保障研究所」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十一条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「国民生活研究所」の下に「社会保障研究所」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

第十二条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 社会保障研究所を監督すること。

第八条第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 社会保障研究所に關すること。

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「国民生活研究所」の下に「社会保障研究所」を加える。

昭和三十九年二月二十六日印刷

昭和三十九年二月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局